

# 越谷市国土強靱化地域計画

令和4年3月

越谷市



## はじめに

平成23年3月の東日本大震災、平成28年の熊本地震などの大規模地震、さらには近年、気候変動の影響により、全国各地でこれまで経験したことのない異常気象や風水害が相次いで発生しており、多くの尊い人命が失われ、経済的・社会的・文化的にも甚大な被害をもたらしています。また、近い将来、首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模地震が高い確率で発生すると予想される中、大規模な自然災害によって、市民生活や地域社会が機能不全に陥ることがないように、人命や社会機能を守り、被害を最小限に抑える防災・減災対策のさらなる充実・強化に取り組むことがこれまで以上に重要となっています。



このような状況の中、国や埼玉県による国土強靱化の推進を踏まえ、いかなる自然災害が発生した場合においても、あらゆるリスクを見据え、最悪な事態に備える社会の実現を図るため「越谷市強靱化地域計画」を策定しました。

本計画では、過去に経験した災害から得られた教訓をまちづくりに活かし、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせながら、越谷市の特徴を踏まえた幅広い取組を位置づけています。本計画により、真に災害に強いまちづくりを推進することで、「住んでいてよかったまち越谷」「住み続けたいまち越谷」、そしてこれから住まいを決める方には、「住みたいまち越谷」と感じていただけるよう全力を傾注してまいります。

策定にあたり、専門的見地から様々なご意見をいただきました越谷市防災会議の委員の皆さま、パブリックコメントを通じてご意見をお寄せいただきました市民の皆さまに厚く御礼を申し上げますとともに、本計画に沿った目標の実現に向け、引き続き御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年(2022年)3月

越谷市長 福田 晃



# 目次

第1章 計画の概要	
1. 計画策定の趣旨・背景	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係	2
4. 計画の期間	3
第2章 市の地域特性	
1. 地理的特性(地勢・気候等)	4
2. 社会的特性(人口・交通等)	7
3. 過去の災害	16
4. 災害リスク	17
第3章 計画の基本的な考え方	
1. 基本目標	28
2. 事前に備える目標(行動目標)	28
3. 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定	28
4. 施策分野の設定	30
第4章 脆弱性評価・強靱化のための推進方針	
1. 脆弱性の分析・評価	31
2. 推進方針、重点対策について	31
3. 脆弱性評価結果・推進方針	33
第5章 計画の推進	79

## 第1章 計画の概要

### 1. 計画策定の趣旨・背景

これまで日本は、地理的・地勢的特徴から東日本大震災、熊本地震、想定を超えた風水害など、度重なる大規模自然災害により様々な被害を受けてきました。こうした災害発生の度に、長い時間をかけて復旧・復興を図るといった事後対策の繰り返しを避け、平時から大規模自然災害に対する備えを行うことが重要です。

このような教訓から、大規模自然災害に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させるため、国において「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が平成25年（2013年）に制定され、この基本法に基づき、「国土強靱化基本計画（平成26年6月）」（以下「基本計画」という。）が策定されました。

大規模自然災害への備えについては、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせながら、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な地域づくりとして行うことが必要です。この地域づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、地域の持続的な成長を実現し、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得する必要があります。このため、いかなる災害等が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）が重要です。

また、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」でも持続可能なまちづくり、人口減少、地域経済の縮小等の地域課題解決の視点から国土強靱化推進の重要性が示されています。

このような状況を踏まえ、本市においても、大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならないようにする「強さ」と、受けた被害から迅速に回復する「しなやかさ」を備えた地域づくりに向けた指針となり、また、自助・共助の精神に基づき、自らの身は自らが守り、お互いが助け合いながら、主体的に行動できる地域住民の力を向上させるため、越谷市国土強靱化地域計画（以下「市地域計画」という。）を策定しました。

#### **基本計画における4つの基本目標**

国では、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）の推進に向け、基本計画において、4つの基本目標を定めています。本市においても、国が定める基本目標を参考に、強靱化を進めます。

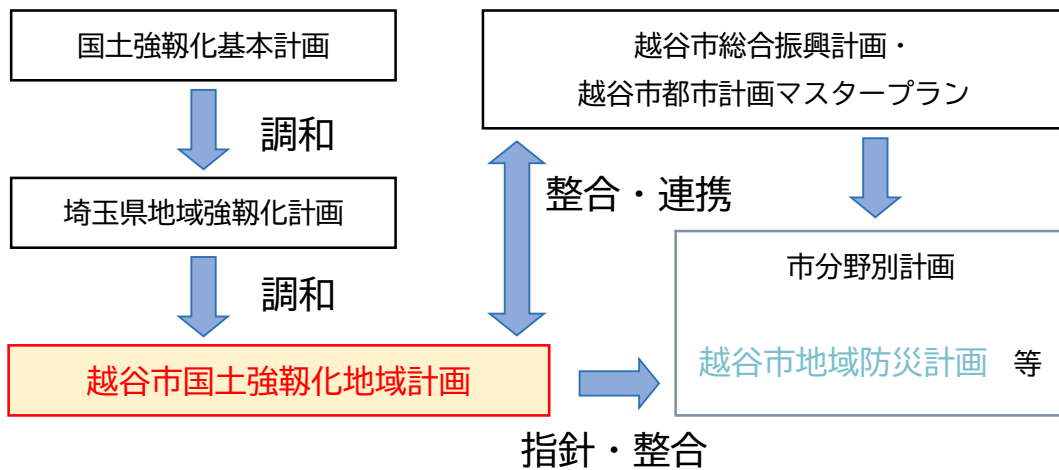
- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

## 2. 計画の位置づけ

市地域計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、本市における地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

また、本市の上位計画となる「第5次越谷市総合振興計画」や「越谷市都市計画マスタープラン」と整合・連携を図るとともに、「越谷市地域防災計画」をはじめとする、分野別計画の指針として位置づけるものです。なお、第5次越谷市総合振興計画前期基本計画においても、平常時からの備え（地域の強靱化）を含めた新たな視点での危機管理について、推進ビジョンとして定めています。

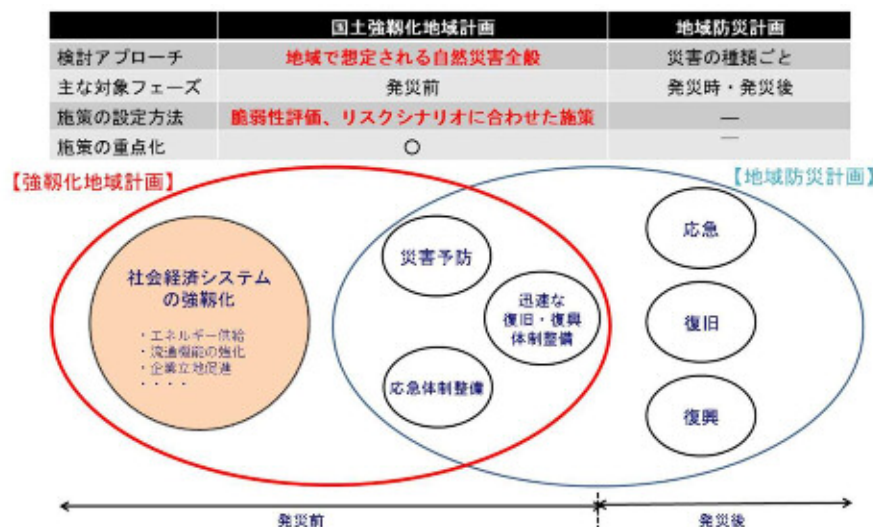
### 【市地域計画の位置づけ】



## 3. 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係

市地域計画は発災前における平常時の施策を定めたものです。一方、「越谷市地域防災計画」は、災害対策基本法に基づく発災後の応急対策や復旧・復興対策に関する役割ごとの実施主体と取組内容について定めたものです。両計画は災害発生という危機に対して、市が総力を挙げて対応していくために必要不可欠なものであり、それぞれの計画の目的に合わせて役割分担を図りながら本市の強靱化を目指すものです。

### 【国土強靱化地域計画と地域防災計画との比較】



資料：国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第8版）基本編

### 4. 計画の期間

令和4年度（2022年度）から令和12年度（2030年度）までとします。ただし、地域の強靱化を効果的かつ効率的に推進していくため、国土強靱化を取り巻く社会経済情勢や自然災害のリスクの変化、施策の進捗状況等を考慮して、必要に応じて計画の見直しを実施するものとします。

【参考】強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律第95号） 第13条

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。



## 第2章 市の地域特性

### 1. 地理的特性(地勢・気候等)

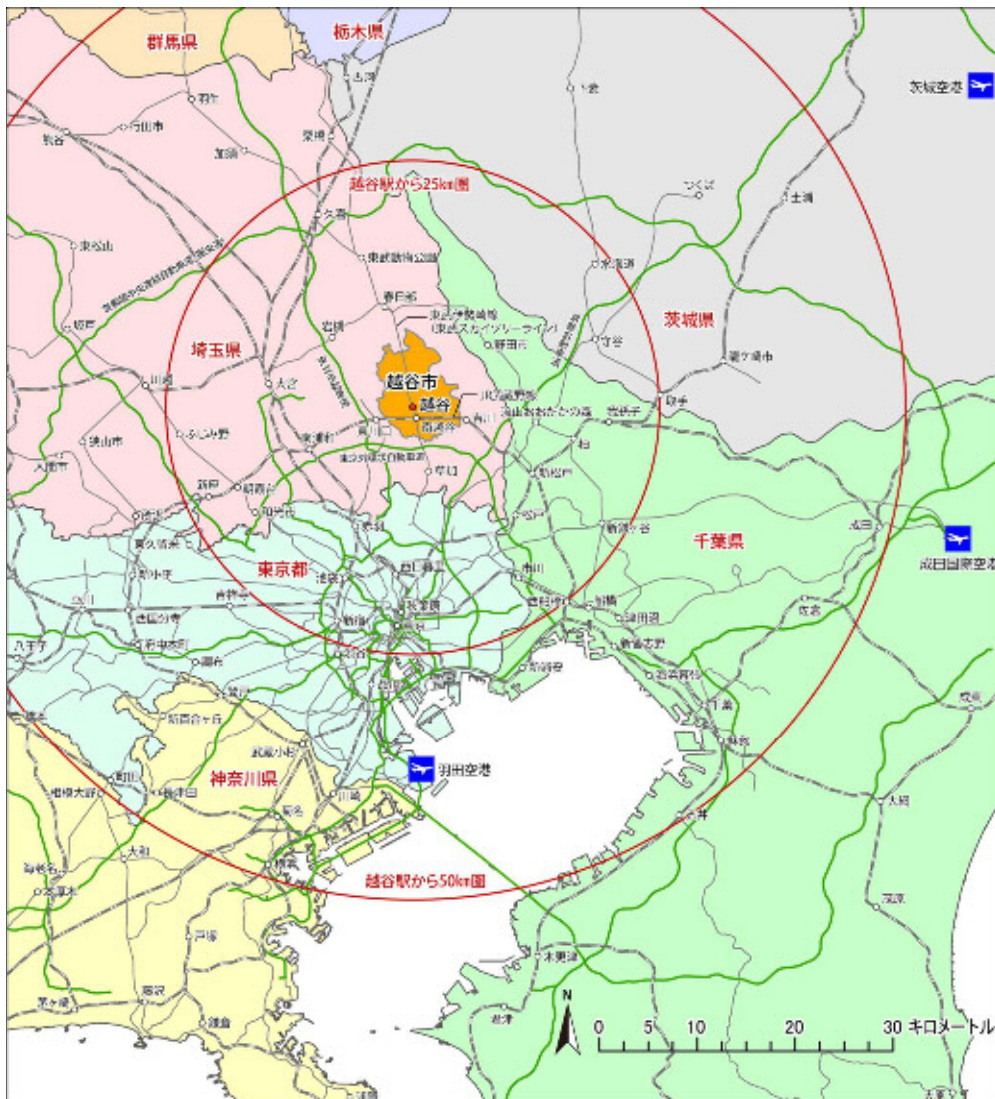
#### (1) 位置・面積

本市は、埼玉県の南東部、都心から半径 25km 圏内に位置し、北は春日部市、東は松伏町及び吉川市、南は草加市、西はさいたま市と接しています。市域は、東西に 8.6km、南北に 11.5km で、面積は 60.24 km<sup>2</sup>です。

市内には、東武鉄道伊勢崎線（東武スカイツリーライン）が南北に、JR 武蔵野線が東西に走り、2つの鉄道が交差する交通結節点を有しています。また、国道4号が南北に、国道463号が東西に通るなど広域的な交通利便性が高い道路網を有しています。

古くから交通の要所として発展し、現在では東武伊勢崎線沿線で、国道4号バイパス県道越谷八潮線の間市街地が形成され、それを取り巻くように農地が広がっています。

#### 【首都圏における越谷市の位置】

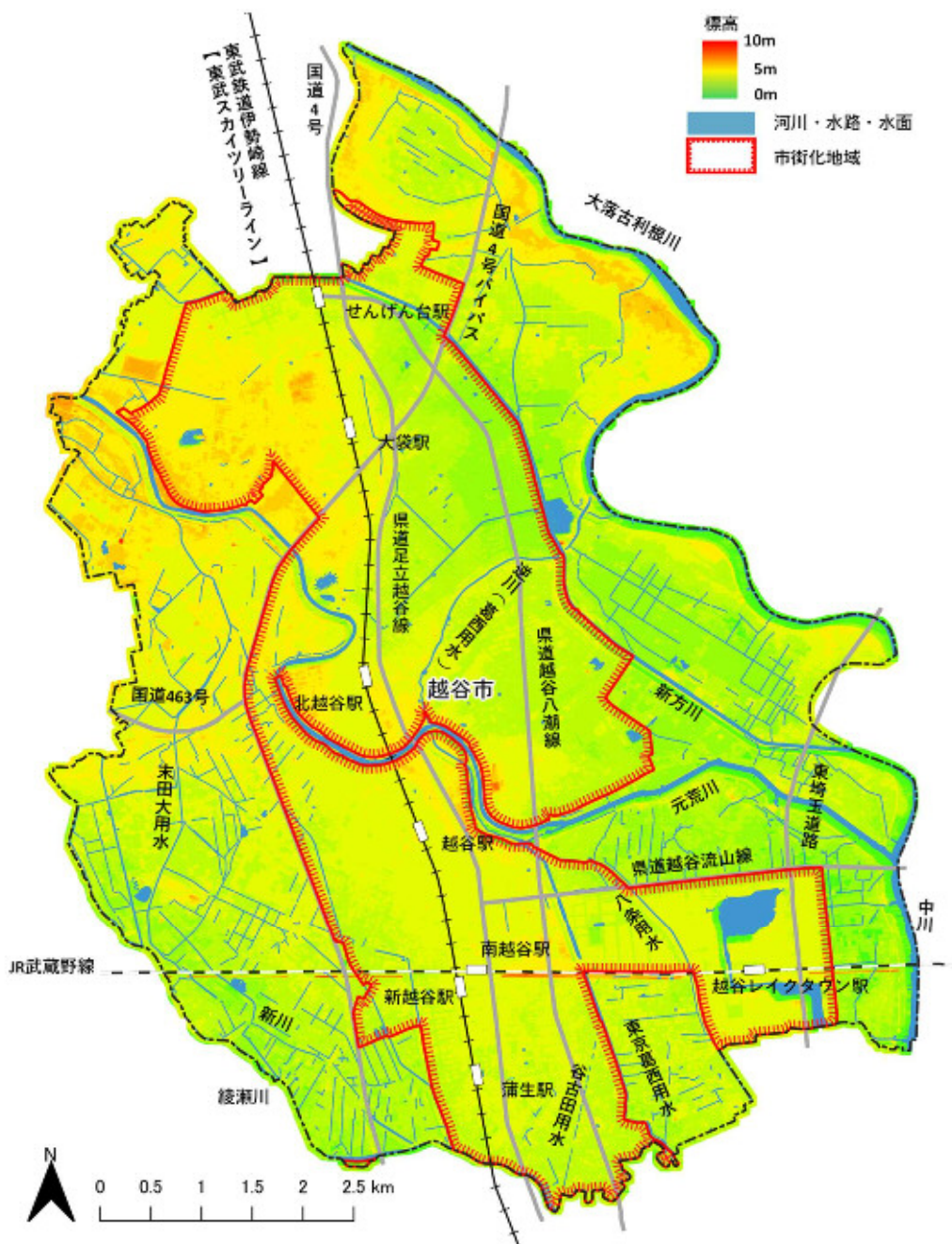


(2) 地形

本市は、西の大宮台地と東の下総台地に挟まれた利根川水系の中川流域における沖積低地に位置し、標高差の少ない平坦な地形となっています。

本市の大半が、軟弱地盤地域であり、かつ、その層が厚いことに加えて、下位の洪積層の締まりも悪いことから地震災害を受けやすく、関東大地震の際には、東京よりも全壊率が高くなり、西埼玉地震でも被害が集中しました。表層地質は、ほとんどが粘土と砂の互層からなる沖積層となっており、最上層に上部粘土層、次層に上部砂層、第3層に下部粘土層、最下層に下部砂層が分布しています。このような基本的な表層地質構造のうち、粒子が粗い砂層が厚く堆積しているところでは、液状化が発生する可能性が高くなります。

【越谷市の地形】



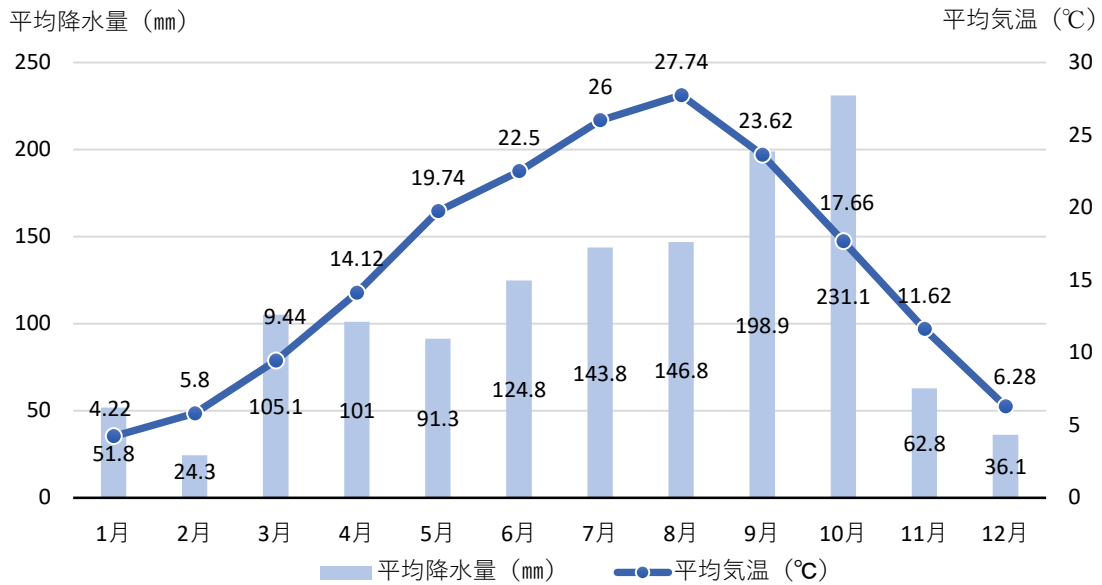
資料：「基盤地図情報数値標高モデル（5mメッシュ（標高）」国土地理院

### (3) 気象

本市の気象的特徴は、風向き、風速とも臨海部と類似した傾向を示すこと、県内では最も風量が少ないこと及び気温が高い地域に属していることです。

このうち臨海部と類似した傾向の気象は、東京湾から最寄りの位置にあるだけでなく、大宮、下総両台間の低地筋という地形の影響もかなり受けたものになります。このほか、県内では、ひょう、霜、雷雨などの気象災害の少ない地域にありますが、水害だけは例外となっています。

#### 【越谷市の気象概況】



資料：熊谷地方気象台の記録を基に作成

### (4) 河川・用水路

市内には5本の一級河川が流れ、西に綾瀬川、中央に新方川や元荒川、東に大落古利根川や中川が流れています。また、葛西用水、末田大用水、八条用水など多くの用水も流れています。

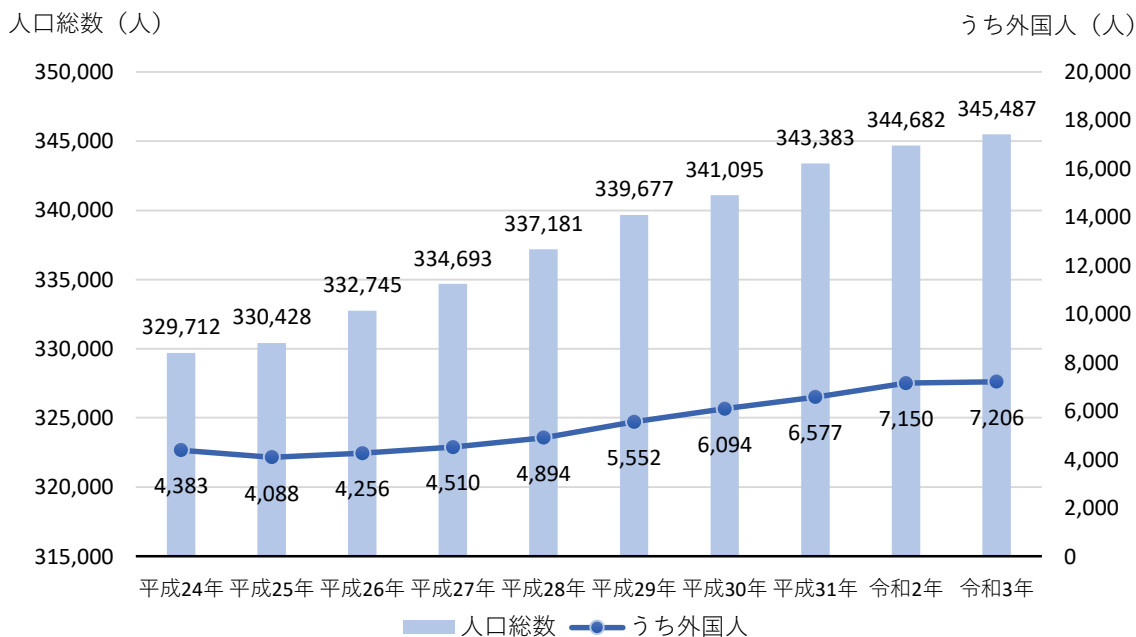
2. 社会的特性(人口・交通等)

(1) 人口

本市の人口は令和3年(2021年)4月現在で、約34万5千人となっています。東京近郊のベッドタウンであり人口は増加傾向にあります。

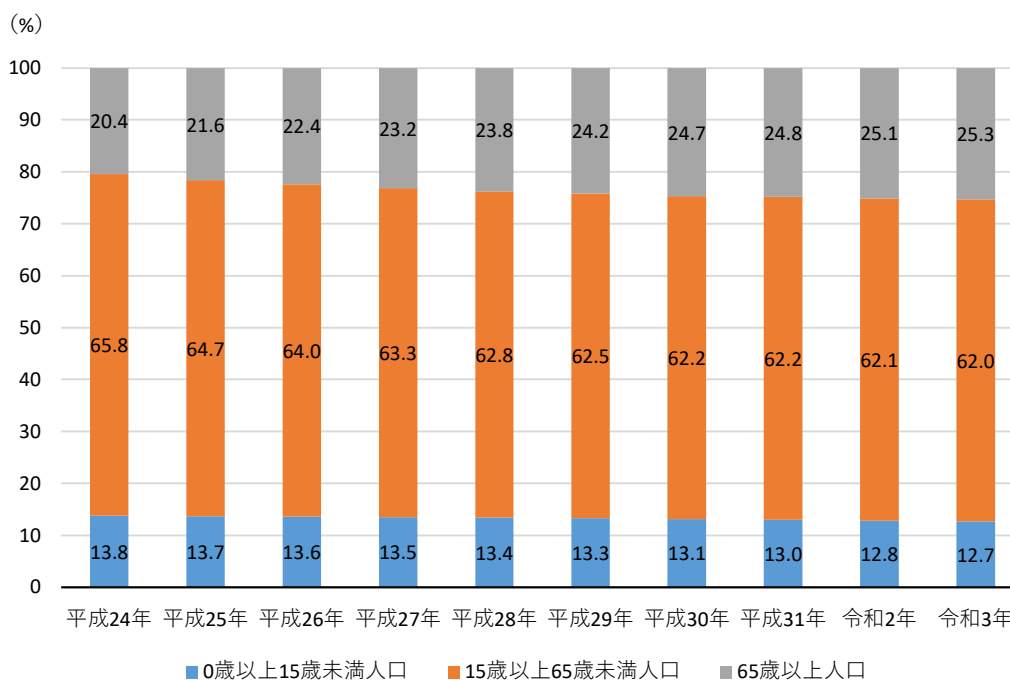
年齢3区分別にみると、15歳未満の年少人口及び15~64歳の生産年齢人口は減少傾向に、また65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあります。

【人口推移】



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)を基に作成

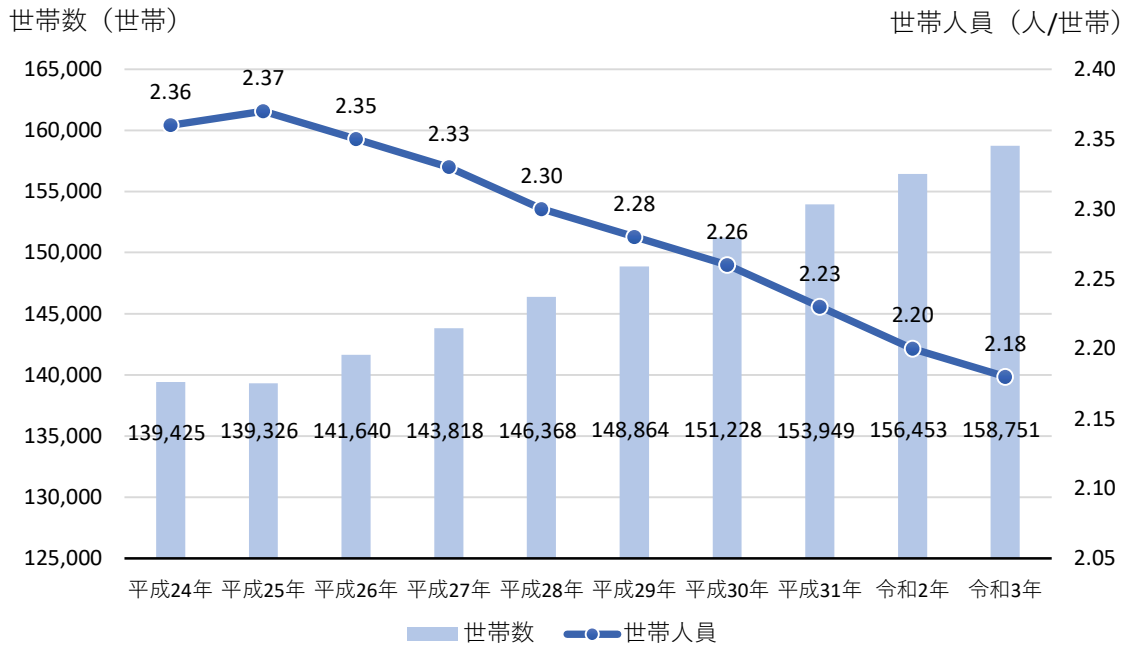
【年齢3区分別年齢構成】



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)を基に作成

本市の世帯数は増加傾向にあり、令和3年（2021年）4月現在で、約15万9千世帯と  
なっています。一方、世帯人員は減少傾向にあり、令和3年（2021年）で1世帯あたり  
2.18人となっています。

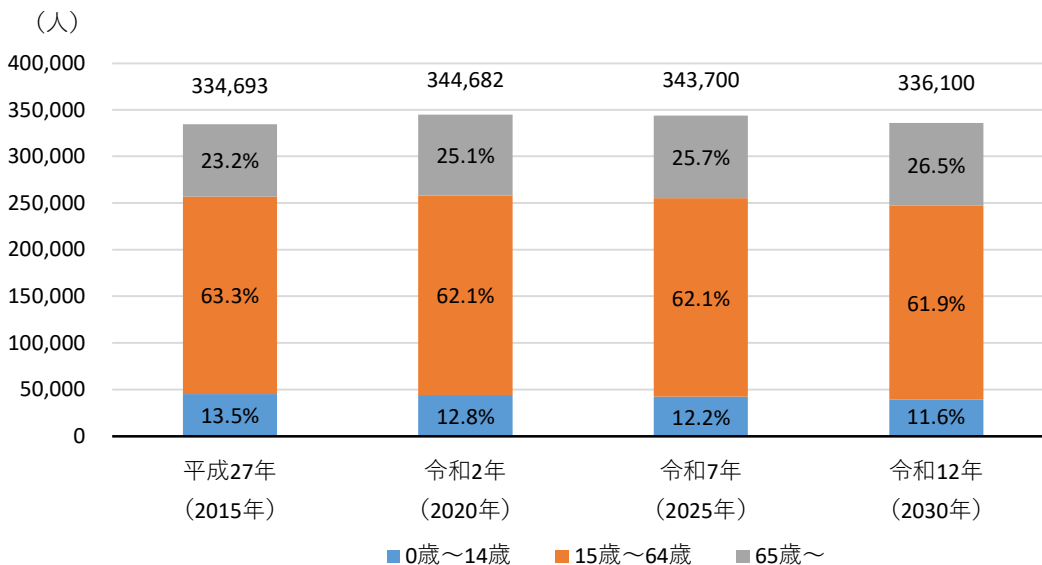
【世帯数の推移】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）を基に作成

平成27年（2015年）以降の実績値も踏まえ将来人口を推計すると、増加傾向にあった  
人口は、令和4年（2022年）の約345,800人をピークとして、その後、減少に転じる見通  
しです。年齢3区分別の将来人口をみると、年少人口と生産年齢人口の割合は緩やかに減  
少し、高齢者人口は増加傾向で推移する見通しです。

【人口の見通しと年齢3区分別の年齢構成】



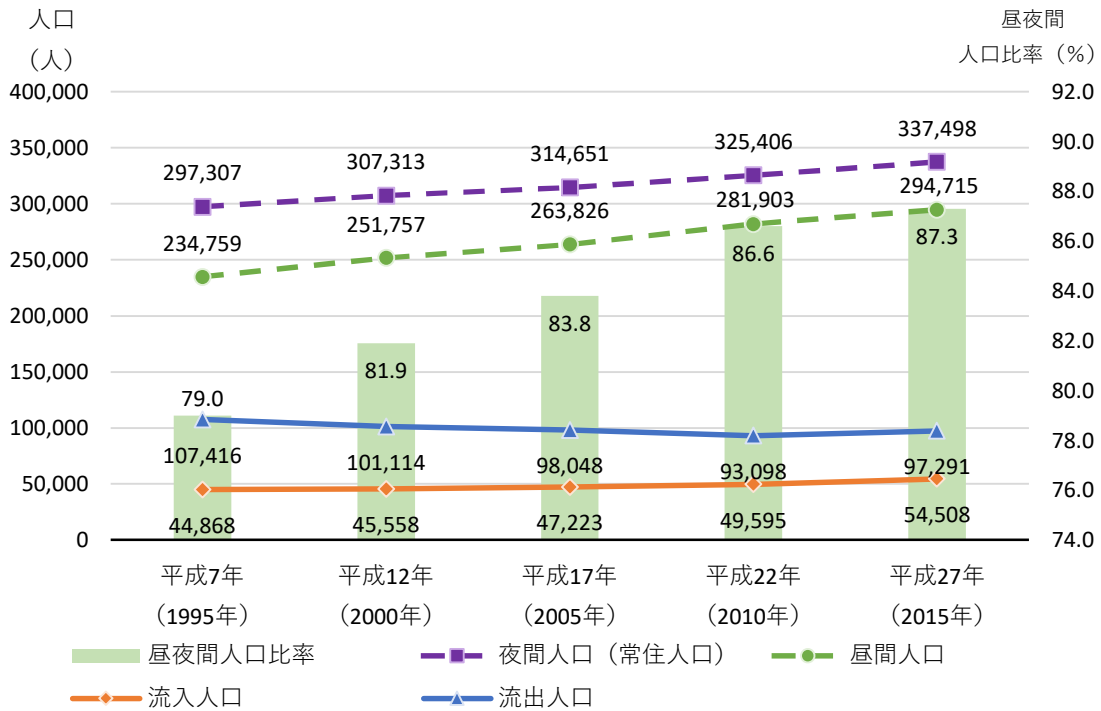
※平成27年（2015年）及び令和2年（2020年）は住民基本台帳（4月1日現在）を基に  
作成。令和7年（2025年）以降は「第5次越谷市総合振興計画」の策定における将来人  
口推計に基づく推計値。

## 第2章 市の地域特性

夜間人口、昼間人口とも増加傾向にあります。昼間人口の伸びが大きく、昼夜間人口比率（夜間人口100人あたりの昼間人口）が上昇傾向にあります。

また、流入人口より流出人口が多く流出超過になっていますが、流入人口は増加傾向、流出人口は減少傾向にあり、流出超過の傾向は緩和されつつあります。

### 【昼夜間人口の推移】



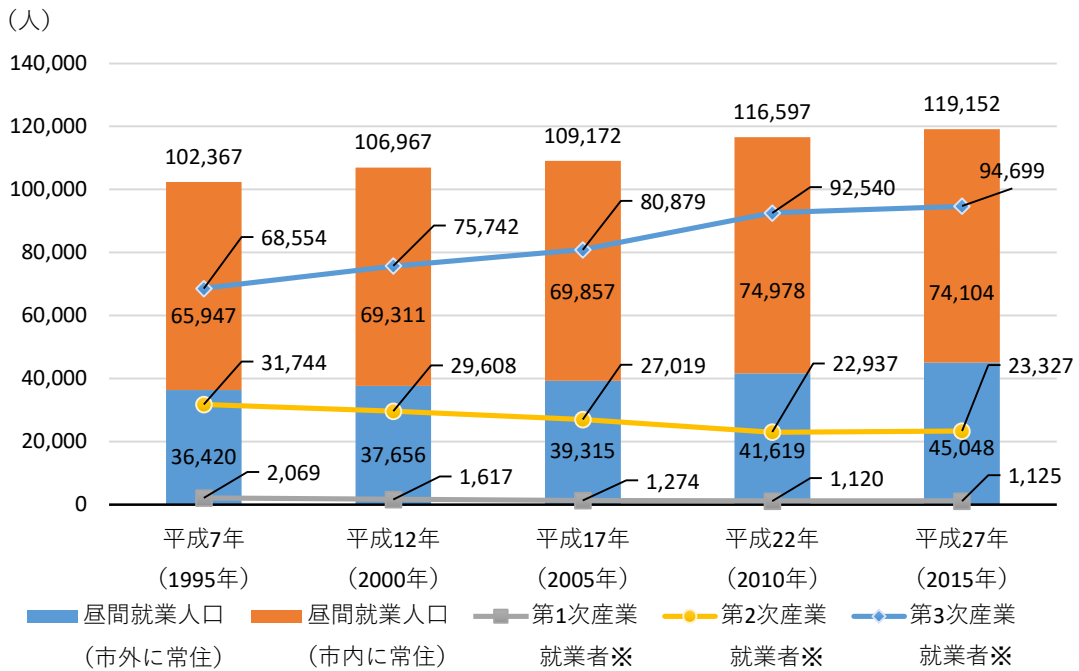
資料：国勢調査（各年10月1日現在）を基に作成

- ※「夜間人口（常住人口）」…定住地による人口
- ※「昼間人口」…従業地・通学地による人口
- ※「流出人口」…市内に常住し、市外へ通勤・通学する人口
- ※「流入人口」…市外に常住し、市内へ通勤・通学する人口

(2) 産業

市内で働く就業者は、全体的には増加傾向にあり、平成27年（2015年）で119,152人となっています。なお、産業別では、第3次産業就業者\*の割合が高くなっています。

【就業人口の推移】

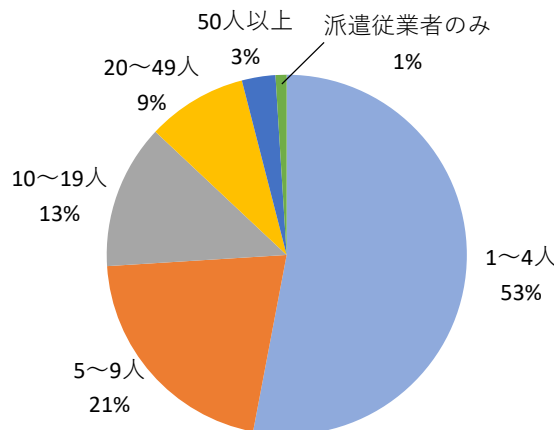


資料：国勢調査（各年10月1日現在）を基に作成

- ※「第1次産業就業者」…農業・林業・水産業など、自然から直接資源を採取する産業に従事する者
- ※「第2次産業就業者」…鉄工業・製造業・建設業など、自然から採取した資源を加工する産業に従事する者
- ※「第3次産業就業者」…金融、保険、卸売り、小売、サービス業、情報通信業など、目に見えないサービスなどを行う産業に従事する者

平成28年（2016年）6月1日の「経済センサス-活動調査」から、従業者規模別の事業所数をみると1～19人以下の小規模企業者が全体の約87%を占めており、市内の事業所は、小規模企業者が多くなっています。

【越谷市の従業者規模別事業所数（2016年6月1日現在）】

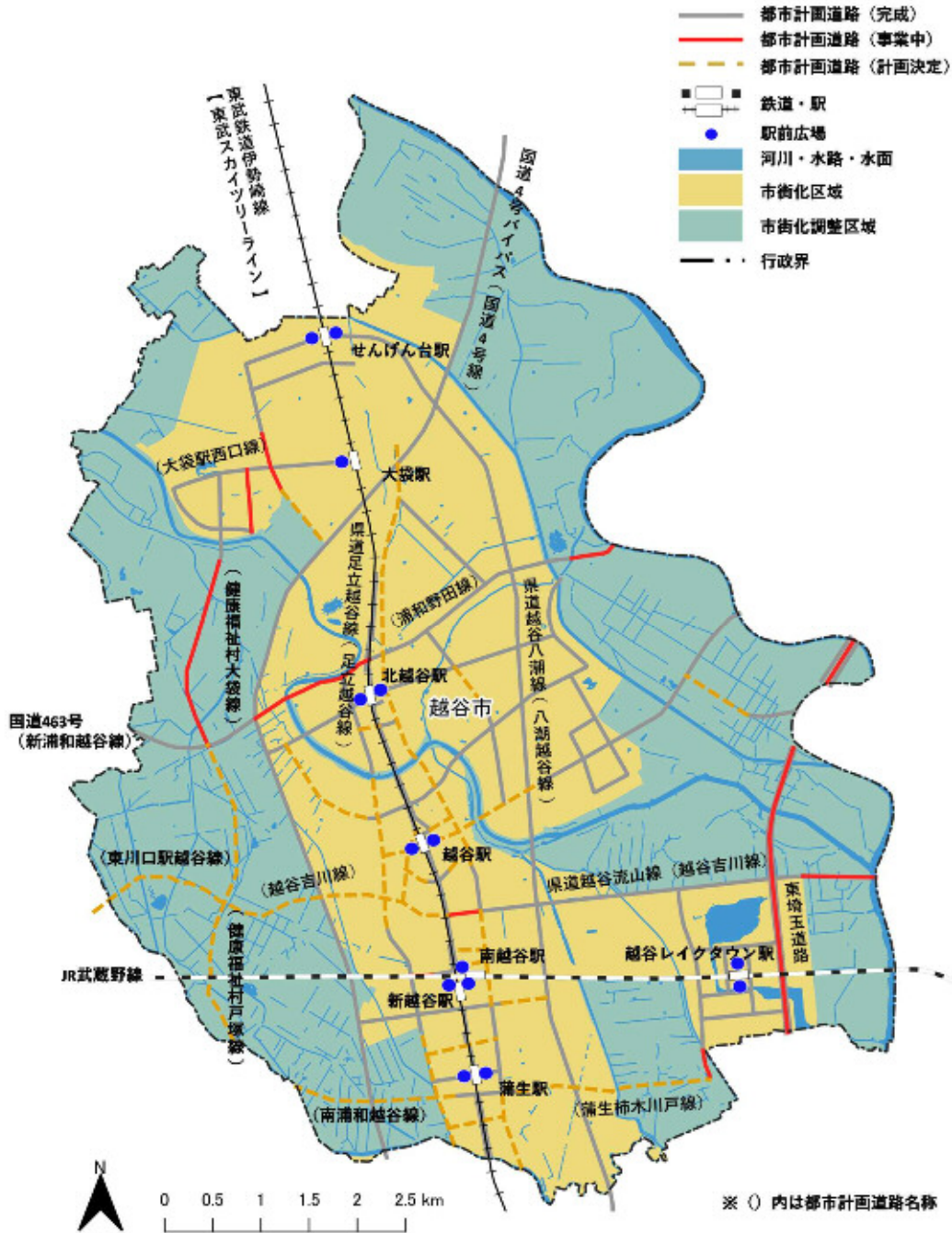


資料：越谷市統計年報（令和2年版）「産業（事業所）」を基に作成

(3) 道路交通

本市の道路は、国道が2路線（市内延長：19,613m）、県道が13路線（市内延長：61,996m）、市道が8,617路線（市内延長：1,264,074m）の合計8,632路線（市内延長：1,345,683m）で構成されています。そのうち、都市計画道路は、埼玉県が定める道路が16路線（56,520m）、本市が定める道路が65路線（55,679m）の合計81路線（112,199m）となっており、令和2年（2020年）3月末現在で約65%が整備済みとなっています。南北方向の広域的な主要幹線道路については、国道4号バイパスや県道越谷八潮線などが整備されています。

【都市計画道路の整備状況（2020年4月1日現在）】



資料：越谷市都市計画マスタープラン



## (4) 橋りょう

本市は、市内を流れる一級河川及び支川・水路等に多くの橋りょうが架かっており、市民生活や都市機能を支えています。また、東武鉄道伊勢崎線（東武スカイツリーライン）を跨ぐ橋りょうなど社会・経済的に重要な役割を果たしている橋りょうもあります。令和元年度（2019年度）末現在で、市道の橋りょうは442か所、延長4,266mとなっています。

## (5) 鉄道

市内には、JR武蔵野線（市内延長7,750m）及び東武鉄道伊勢崎線（東武スカイツリーライン）と東京メトロ日比谷線及び東京メトロ半蔵門線・東急田園都市線の相互乗り入れ線（市内延長9,300m）の2路線があり、JR武蔵野線は東西に、東武鉄道伊勢崎線（東武スカイツリーライン）が南北に走っています。ふたつの路線が交差する鉄道の結節点となるJR武蔵野線南越谷駅、東武鉄道伊勢崎線（東武スカイツリーライン）新越谷駅の1日平均乗車人員は、令和元年度において、両駅とも約7万5千人となっています。また、鉄道駅を中心に市内の居住地や各施設、隣接都市を結ぶバス路線が整備されています。

公共交通利用圏（鉄道駅から半径1km、バス停から半径300mの範囲）内に居住する人口の割合は、平成27年（2015年）現在で市街化区域が約95%、市街化調整区域が約64%となっています。

## (6) 土地利用の状況

本市の土地利用は、市街化区域を中心に住宅用地としての土地利用が広がっており、鉄道駅周辺や幹線道路沿道に、市民の生活利便性を支える商業用地が集積しています。

また、市街化区域では、計画的な宅地化が進められ、近年「越谷レイクタウン特定土地区画整理事業」、「七左第一土地区画整理事業」、「東越谷土地区画整理事業」、「恩間中道土地区画整理事業」が完了しており、令和10年度までの完了に向け「西大袋土地区画整理事業」に取り組んでいます。区画整理事業地以外でも、用途地域による土地利用の誘導が図られていますが、一部では住宅用地と工業用地が混在している地域もあります。

一方、市街化調整区域では、田や畑などの農地を中心とした自然的土地利用が図られていますが、既存集落をはじめとする住宅用地や公共施設用地、工業用地等の都市的土地利用もみられます。

## 【主な地目別土地利用面積の推移】

(単位：km<sup>2</sup>)

	田	畑	宅地
昭和43年	30.34	9.37	8.32
53年	24.91	10.59	14.90
63年	19.30	6.78	18.82
平成10年	14.27	5.11	20.42
22年	11.06	4.25	22.33
24年	10.65	4.13	22.70
25年	10.45	4.08	22.86
30年	9.20	3.91	24.26
令和元年	9.11	3.88	24.39
2年	9.06	3.85	24.47

資料：資産税課（令和2年）

## 第2章 市の地域特性

また、本市は、隣接する吉川市、松伏町とともに「越谷都市計画区域」に指定されており、優先的かつ計画的に市街化を図るべき「市街化区域」と、市街化を抑制すべき「市街化調整区域」に区分（線引き）しています。

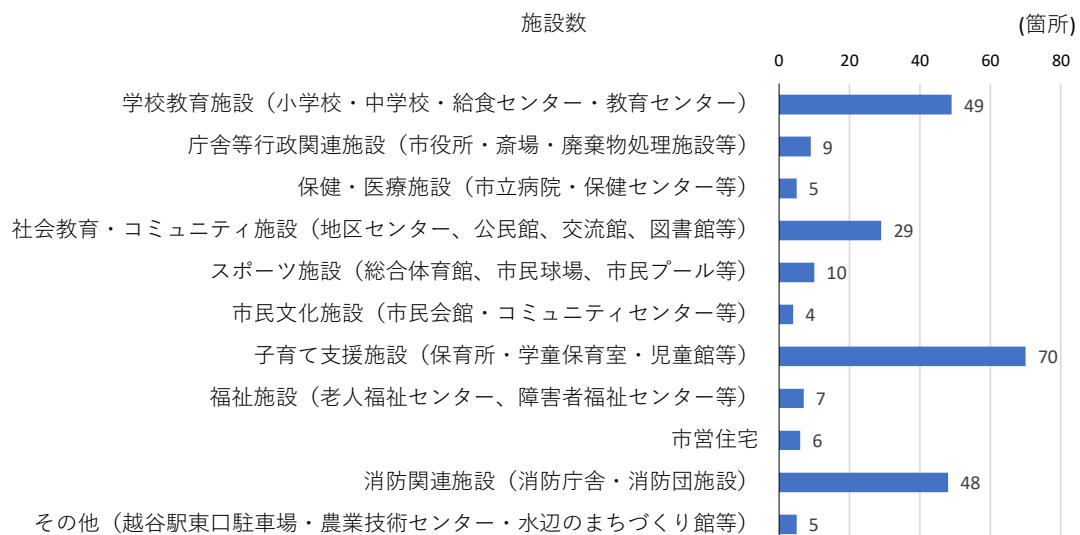
市街化区域には「用途地域」を指定しており、地域特性や目指す都市の姿を考慮して、住居・商業・工業系などに区分した土地利用の規制・誘導を行っています。

### (7) 公共施設・都市施設

本市は、急激な人口増加と都市化が進んだ高度経済成長期に、学校や保育所等の集中的な整備を進め、市民ニーズに対応した様々な公共施設が整備されています。一方で、本市が保有する公共施設の半数が築30年以上経過しており、老朽化が進んでいます。

#### 【主な公共施設の保有状況（2018年4月1日現在）】

用途名	保有個所数	延床面積
学校教育施設（小学校・中学校・給食センター・教育センター）	49 箇所	321,686.55 m <sup>2</sup>
庁舎等行政関連施設（市役所・斎場・廃棄物処理施設等）	9 箇所	41,668.06 m <sup>2</sup>
保健・医療施設（市立病院・保健センター等）	5 箇所	38,239.33 m <sup>2</sup>
社会教育・コミュニティ施設（地区センター・公民館・交流館・図書館等）	29 箇所	32,759.88 m <sup>2</sup>
スポーツ施設（総合体育館・市民球場・市民プール等）	10 箇所	31,299.73 m <sup>2</sup>
市民文化施設（市民会館・コミュニティセンター等）	4 箇所	27,701.02 m <sup>2</sup>
子育て支援施設（保育所・学童保育室・児童館等）	70 箇所	27,759.62 m <sup>2</sup>
福祉施設（老人福祉センター・障害者福祉センター等）	7 箇所	14,257.61 m <sup>2</sup>
市営住宅	6 箇所	11,686.67 m <sup>2</sup>
消防関連施設（消防庁舎・消防団施設）	48 箇所	11,154.92 m <sup>2</sup>
その他（越谷駅東口駐車場・農業技術センター・水辺のまちづくり館等）	5 箇所	15,576.84 m <sup>2</sup>
合計	242 箇所	573,790.23 m <sup>2</sup>



資料：越谷市公共施設等総合管理計画第1次アクションプランを基に作成

本市が保有する公共下水道や道路・橋りょう、ポンプ施設などの都市施設も、公共施設と同様、高度経済成長期に集中して整備が進められ、老朽化が進んでいます。

【主な都市施設の保有状況】

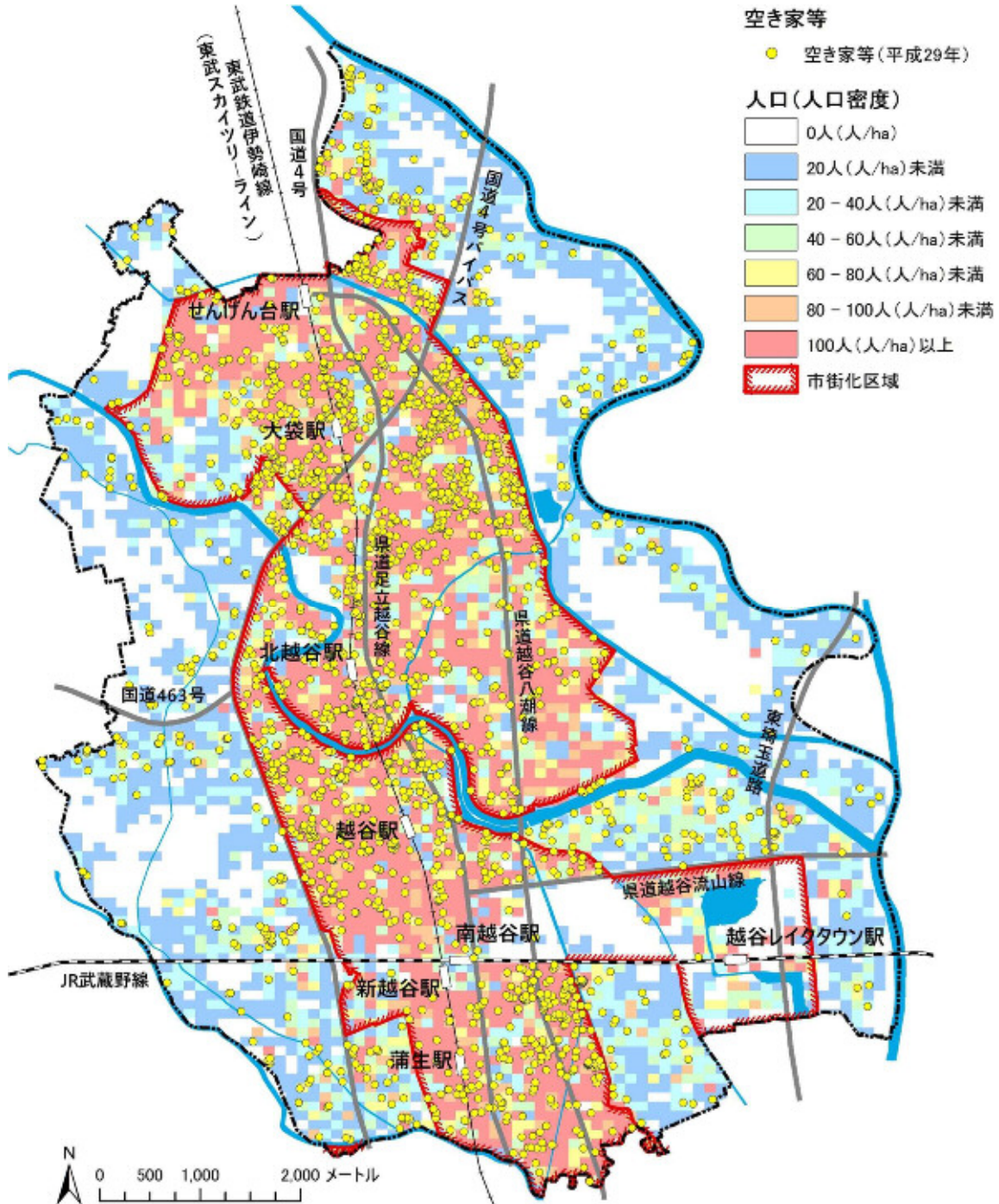
区分	保有状況
道路	・市道路線数 8,617 路線 ・市道延長 1,264,074m
橋りょう	・市道の橋りょう総数 442 か所 ・市の橋りょう延長 4,266m
公園	・都市公園数 111 か所 ・都市公園面積 0.928884 km <sup>2</sup>
下水道	・供用開始面積 27.73 km <sup>2</sup>
ポンプ施設	・排水機場・ポンプ場数 34 か所
水道	・給水区域 60.24 km <sup>2</sup> (市内全域)

資料：越谷市統計年報（令和2年版）「都市施設(道路、都市計画、上下水道)」

(8) 空き家の状況

本市においても、空き家の発生が顕在化してきています。本市の空き家の約7割は市街化区域内にあり、特に桜井地区や大袋地区などの市北部の市街化区域に多く分布しています。また、市街化調整区域においても、市街化区域に近い地域に空き家が分布しています。

【空き家の分布状況と人口分布】



資料：平成29年度越谷市空家等実態把握調査、国勢調査・ゼンリン統計地図

### 3. 過去の災害

#### (1) 地震災害

越谷市周辺において直下型の大規模地震や本市に甚大な被害をもたらした地震の記録はありません。ただし、東日本大震災では、越谷市内において震度5弱を観測しており、埼玉県内でも負傷者、建物倒壊等の被害が出ています。

#### (2) 風水害

本市の大部分は、大落古利根川、元荒川、綾瀬川が流下する後背低湿地となっており、これまでもたびたび大規模な浸水被害が発生しています。

##### 【越谷市における主な風水害】

発生年月日	台風名称等	被害記録
1947年（昭和22年）9月	カスリーン台風	床上浸水1,155戸
1981年（昭和56年）10月	台風24号	床上浸水223戸、床下浸水1,851戸
1982年（昭和57年）9月	台風18号	床上浸水3,610戸、床下浸水3,869戸
1985年（昭和60年）6月	台風6号	床上浸水573戸、床下浸水1,702戸
1986年（昭和61年）8月	台風10号	総雨量229mm（時間最大雨量42mm） 床上浸水1,835戸、床下浸水3,485戸
1991年（平成3年）9月	台風18号	総雨量226mm（時間最大雨量24mm） 床上浸水1,207戸、床下浸水4,052戸
1993年（平成5年）8月	台風11号	総雨量186mm（時間最大雨量24mm） 床上浸水198戸、床下浸水2,904戸
2004年（平成16年）10月	台風22号	総雨量220mm（時間最大雨量21.5mm） 床上浸水32戸、床下浸水479戸
2013年（平成25年）10月	台風26号	総雨量217.5mm（時間最大雨量37mm） 床上浸水71戸、床下浸水530戸
2015年（平成27年）9月	台風18号	総雨量402.0mm（時間最大雨量43.5mm） 床上浸水473件（住家417件、非住家56件） 床下浸水2,016件（住家2,014件、非住家2件）
2019年（令和元年）10月	東日本台風	総雨量234.5mm（時間最大雨量49.0mm） 床上浸水36件（住家28件、非住家8件） 床下浸水302件（住家300件、非住家2件）

資料：消防年報平成26年版（越谷市消防本部）、埼玉県地域防災計画資料編（令和3年3月）

#### (3) 竜巻・突風

2013年（平成25年）9月に発生した竜巻の影響で、市北部の地域において重傷3名、軽傷70名の人的被害が出ています。また、全壊30世帯、大規模半壊59世帯、半壊143世帯、一部破損1,436世帯の建物被害も出ています。この竜巻を気象庁は、藤田スケールF2（7秒間の平均風速50～69m/s）と認定しました。

竜巻などの激しい突風をもたらす現象は水平規模が小さく、既存の風速計から風速の実測値を得ることは困難なことから、発生した被害の状況から風速を大まかに推定する藤田スケール（Fスケール）が考案されました。被害が大きいほどFの値が大きく、風速が大きかったことを示します。日本ではこれまでF4以上の竜巻は観測されていません。

#### (4) 大火

住家の集積していた越ヶ谷町（越ヶ谷宿）や大沢町においては、江戸時代から明治時代にかけて大火の記録は残っていますが、大正時代以降の大火の記録はありません。

##### 【本市における火災による被害】

発生年月日	発生場所	被害記録
1701年（元禄14年11月）	大沢町	中宿重右衛門方から出火。大沢橋際まで類焼。
1741年（元文4年1月）	越ヶ谷町	袋町より出火、瓦曾根村まで延焼。
1783年（天明3年1月）	大沢町	93軒焼失の大火。
1794年（寛政6年1月）	越ヶ谷	167軒焼失、内往還通り110軒焼失。
1816年（文化13年3月）	大沢町	四丁野火事本陣ほか197軒焼失。
1874年（明治7年10月）	越ヶ谷町	越ヶ谷宿大火、焼失戸数396戸瓦曾根村の一部に延焼。針屋火事と呼ばれる。
1899年（明治32年2月）	越ヶ谷町	越ヶ谷町大火、芋金火事と呼ばれる。

資料：消防年報平成19年版（越谷市消防本部）

### 4. 災害リスク

#### (1) 地震被害想定

中央防災会議の「首都直下地震対策専門調査会」において実施された、首都圏における直下地震の被害想定基礎資料に基づいて、埼玉県では地震及び活断層における最新の知見や社会的状況の変化を受けて、2012年（平成24年）・2013年（平成25年）に5回目の地震被害想定調査を実施しました。

調査では、埼玉県に大きな影響を及ぼす地震として、5種類の地震を想定地震として設定しています。また、地震による被害は、季節・時刻による社会的な条件の違いや気象の条件の違いによって変わることから、季節・時刻については3ケース、風速については、2ケース想定することを基本としています。

地震被害想定の結果は、県内区市町村毎に得られており、被害想定概要と越谷市における想定結果概要は以下のとおりです。

##### 【埼玉県地震被害想定調査における想定地震】

地震のタイプ	想定地震	マグニチュード	説明
海溝型	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	茨城県南部地震	7.3	
	元禄型関東地震	8.2	
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.008%
	立川断層帯地震	7.4	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

※地震調査研究推進本部による長期評価を参照

資料：平成24・25年度 埼玉県地震被害想定調査報告書

●埼玉県地震被害想定調査における想定地震の断層位置図



●埼玉県地震被害想定調査における想定条件

想定ケース		選定理由
季節・時刻	夏 12時	大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
	冬 5時	大多数の人が住宅にあり、住宅による死傷者が最も多くなるケース
	冬 18時	火気の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース
風速	3m/s	平均的な風速のケース
	8m/s	強風のケース

資料：平成24・25年度 埼玉県地震被害想定調査報告書

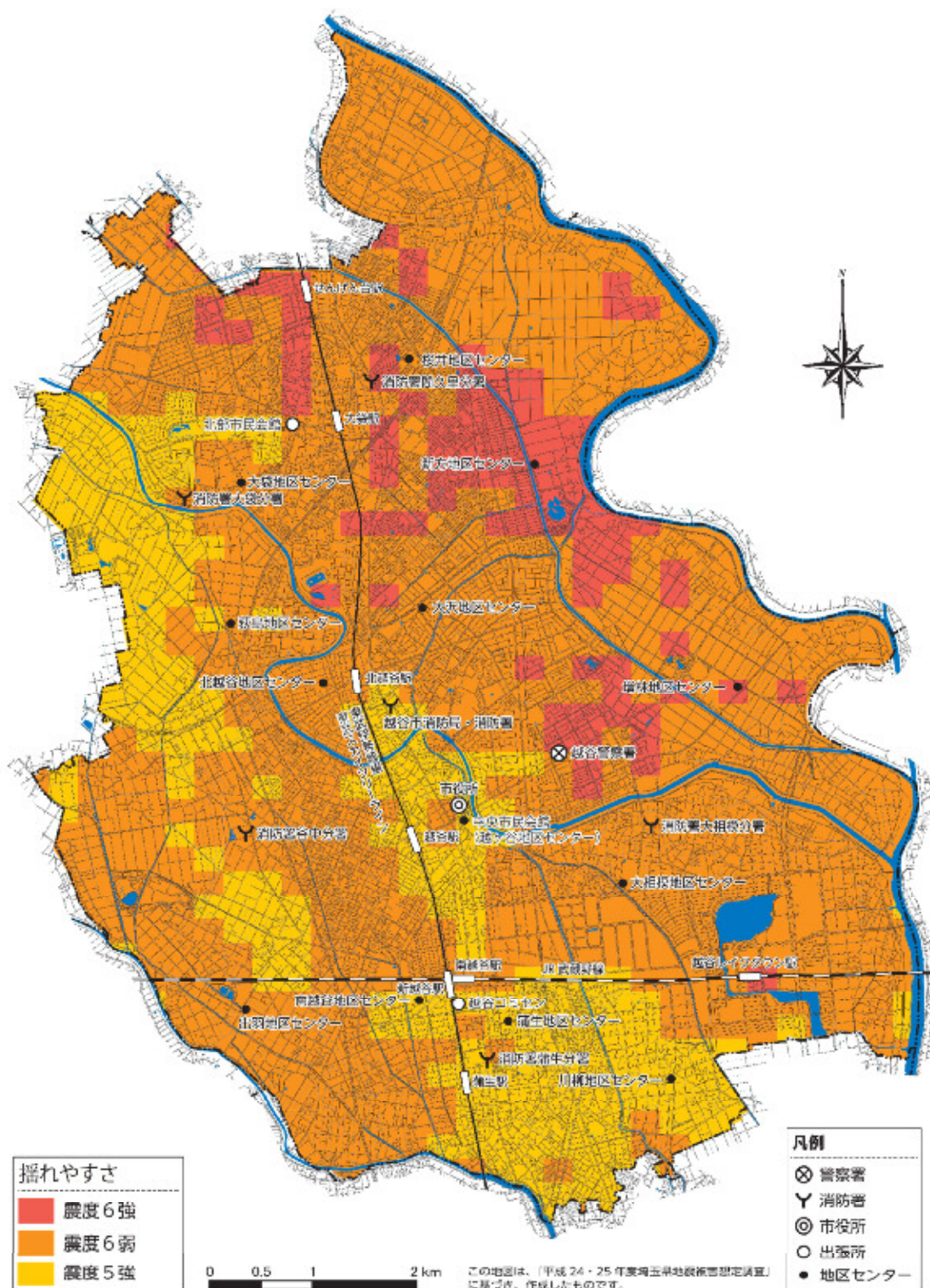
<地震被害の特徴>

茨城県南部地震を想定した際に、大きな揺れが想定される区域は、大落古利根川と元荒川に挟まれた区域です。特に新方川沿いでは大きな揺れが想定されます。

この区域のうち、多くの建物がある、新方川と東武伊勢崎線（東武スカイツリーライン）に挟まれた区域では、多数の建物被害の発生が想定されます。

市内には、河川・水路が張り巡らされており、地震により橋梁が被災すると、通行不可となる可能性があります。

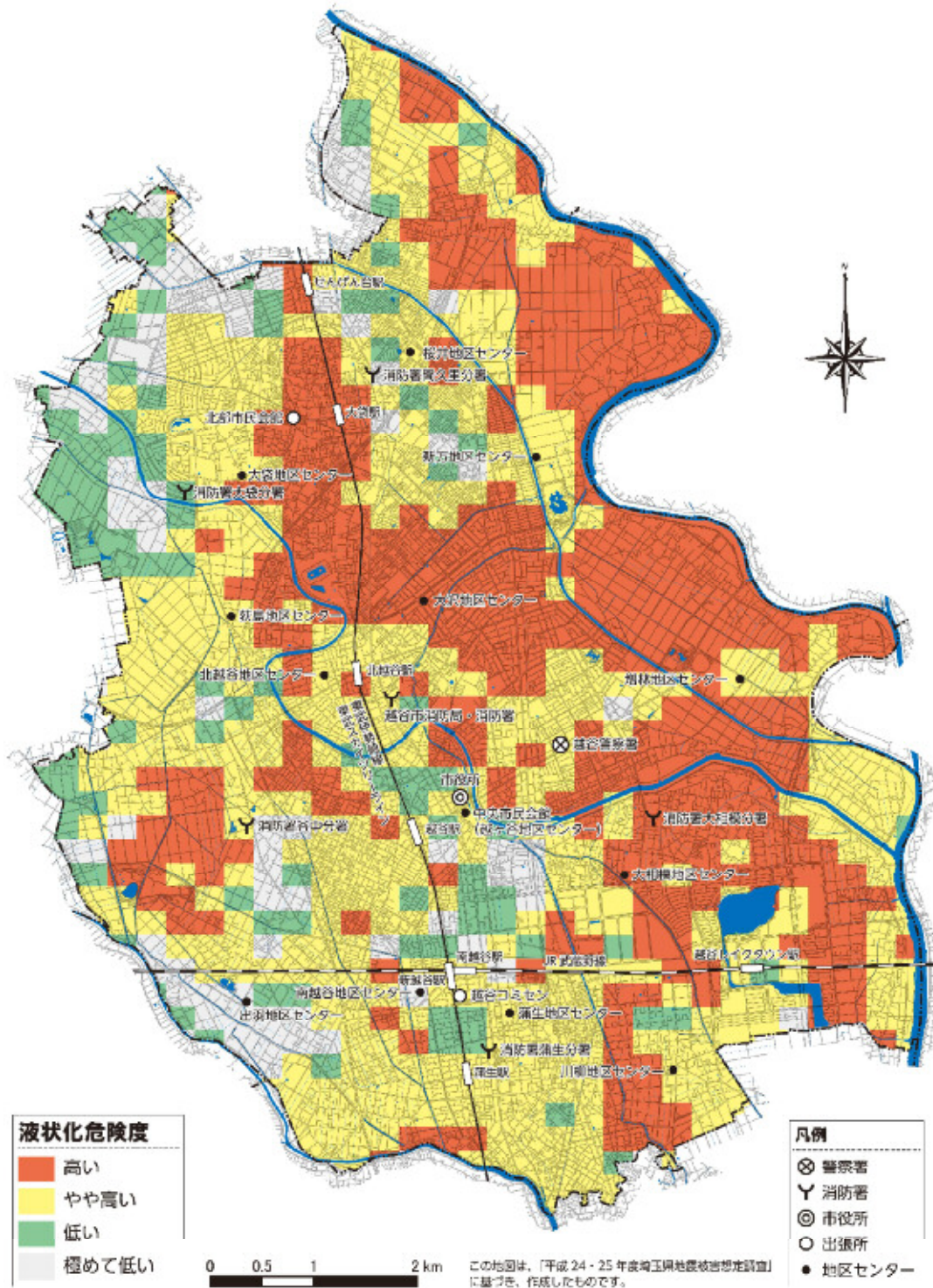
【揺れやすさマップ】



資料：越谷市総合防災ガイドブック  
 (平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書「茨城県南部地震」の被害想定に基づき作成)



【液状化危険度マップ】

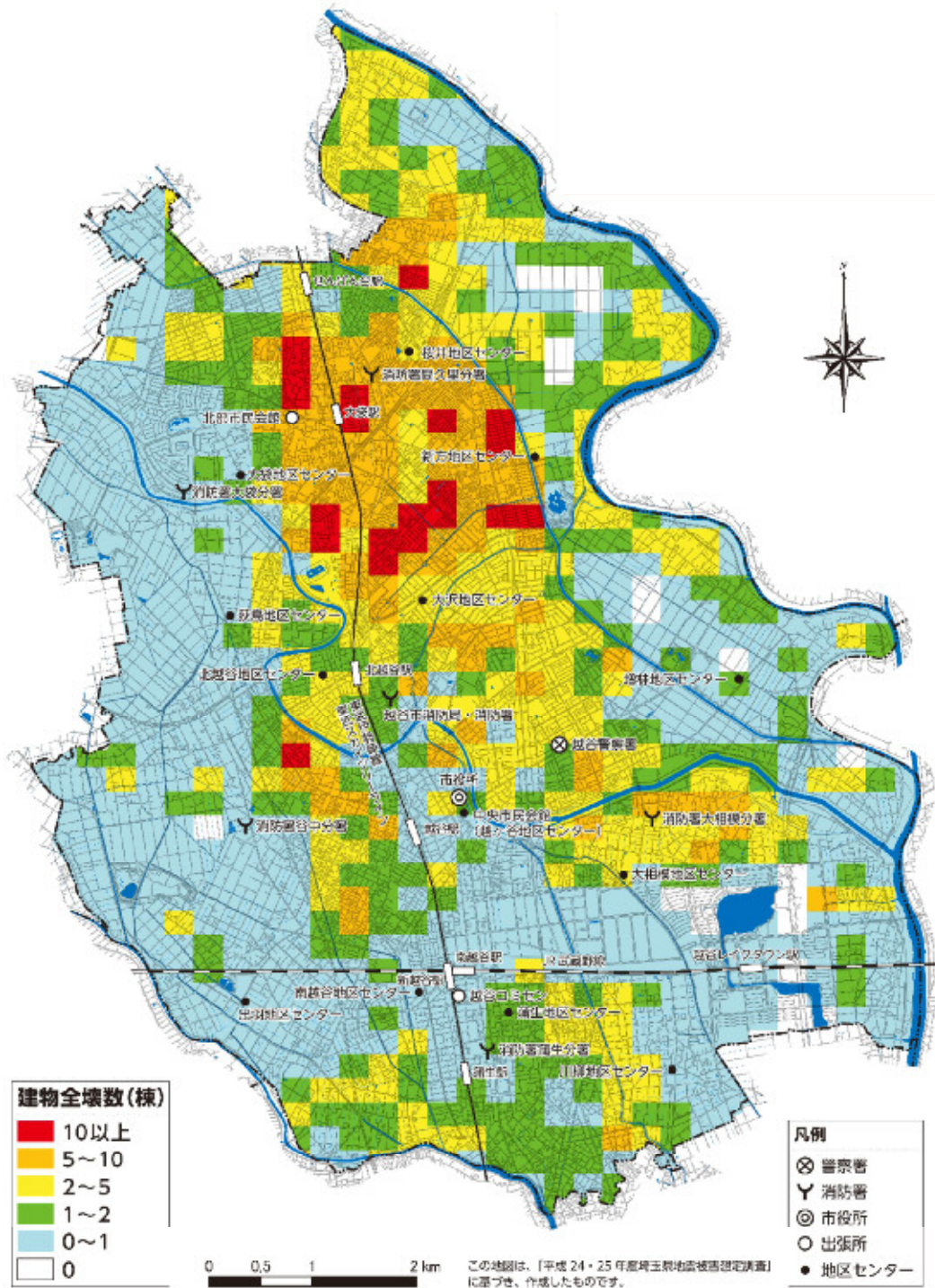


第2章

資料：越谷市総合防災ガイドブック  
 (平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書「茨城県南部地震」の被害想定に基づき作成)

## 第2章 市の地域特性

### 【建物被害予測マップ】



資料：越谷市総合防災ガイドブック

(平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書「茨城県南部地震」の被害想定に基づき作成)

## 【埼玉県地震被害想定調査における被害想定（越谷市）】

項目	予測内容		ケース※	風速※	想定地震		
					東京湾北部地震	茨城県南部地震	
地震動	震度		-	-	6強	6強	
	最大震度		-	-	-	-	
建物被害	全壊数 (棟)	揺れ・液状化による	-	-	442	1,956	
	半壊数 (棟)	揺れ・液状化による	-	-	1,896	6,878	
火災被害	出火件数 (件)		冬 18 時	-	2.0	6.7	
	焼失棟数 (棟)		冬 18 時	8m/s	51	439	
人的被害	死者数 (人)		冬 5 時	3m/s、 8m/s	4	57	
	負傷者数 (人)		冬 18 時	8m/s	150	544	
	要救助者 数 (人)	木造+非木造	冬 5 時	-	21	260	
ライフ ライン 被害	電力	電柱被害数 (本)	冬 18 時	8m/s	59	307	
		停電世帯数 1日後 (世帯)	冬 18 時	8m/s	1,745	7,979	
	通信	電柱被害数 (本)	冬 18 時	8m/s	20	104	
		不通回線数 (回線)	冬 18 時	8m/s	101	632	
		不通回線数 1日後 (回線)	冬 18 時	8m/s	-	-	
	都市ガス	供給停止件数 (件)	-	-	59,393	72,019	
		供給停止件数 直後 (件)	-	-	-	-	
	上水道	配水管被害箇所数 (箇所)	-	-	97	326	
		断水人口 1日後 (人)	-	-	47,900	135,344	
	下水道	管渠被害延長 (km)	-	-	274	308	
機能支障人口 (人)		-	-	80,197	90,184		
供給支障人口 直後 (人)		-	-	-	-		
生活支障	避難者数 (人)	1 日後	冬 18 時	8m/s	2,615	11,636	
		4 日後	冬 18 時	8m/s	-	-	
		1 週間後	冬 18 時	8m/s	5,768	20,354	
		1 か月後	冬 18 時	8m/s	2,615	13,448	
	帰宅困難者数 (人) (帰宅困難率：内閣府 2013)		休日 12 時	-	26,233	23,410	
	住機能支 援 (人)	短期住機能支援	1 週間後避難 所避難者数	-	-	2,884	10,177
			収容人数過 不足	-	-	32,303	25,010
		中期住機能支援	住居被害避 難所避難者 数	-	-	785	3,491
応急仮設住 宅等需要数			-	-	309	1,373	
災害廃棄物 (万 t)			冬 18 時	8m/s	9.7	43.1	

※埼玉県地震被害想定調査において、ケース及び風速を複数設定している項目については、越谷市で最も甚大な被害が想定される茨城県南部地震における予測内容ごとに最も被害の大きくなるケース及び風速を採用し、その被害想定を掲載しています。

(2) 風水害被害想定

市内には、元荒川、新方川、大落古利根川、中川、綾瀬川が流下し、それらに流入する中小河川が数多くあります。近年、都市部を中心として集中豪雨が多発する傾向にあり、それに伴う浸水被害が各地で発生しています。

利根川水系利根川浸水想定区域図、利根川水系江戸川浸水想定区域図、利根川水系中川・綾瀬川浸水想定区域図及び荒川水系荒川浸水想定区域図並びに利根川水系中川・綾瀬川・元荒川・大落古利根川・新方川浸水想定区域図によると、本市の浸水被害の想定は、概ね以下のようになっています。

【市の浸水被害の想定】

浸水想定河川	前提(雨量・破堤場所等) <sup>※</sup>	主な地区の最大浸水深	備考
利根川水系 利根川	利根川流域、八斗島上流域 72時間 総雨量491mm	越谷駅付近0.5m未満 増林3.0～5.0m未満 下間久里3.0～5.0m未満	荒川・江戸川等の氾濫は考慮していない。 (2017年7月20日)
利根川水系 江戸川	利根川流域、八斗島上流域 72時間 総雨量491mm	越谷駅付近 — 増林0.5～3.0m未満 下間久里0.5～3.0m未満	利根川・荒川等の氾濫は考慮していない。 (2017年7月20日)
利根川水系 中川・綾瀬川 (国)	中川、綾瀬川流域 48時間 総雨量596mm	越谷駅付近0.5m未満 下間久里0.5～3.0m未満 花田0.5～3.0m未満	利根川・荒川・江戸川等の氾濫は考慮していない。 (2017年7月20日)
利根川水系 中川・綾瀬川・元荒川・大落古利根川・新方川 (県)	中川流域 48時間 総雨量596mm	越谷駅付近0.5m未満 増林3.0～5.0m未満	利根川や江戸川、中川、綾瀬川の国管理区間、その他浸水想定河川以外の氾濫を考慮していない。 (2020年5月26日)
荒川水系荒川	荒川流域 72時間 総雨量632mm	越谷駅付近 — 増林0.5～3.0m未満	隅田川・新河岸川等の支派川及び江戸川・利根川等の氾濫は考慮していない。 (2016年5月30日)

※想定最大規模の雨量

資料：国土交通省関東地方整備局（利根川上流河川事務所、江戸川河川事務所、荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所）、埼玉県

### <大規模水害に関する被害の特徴>

#### ①広大な浸水地域、深い浸水深

利根川が氾濫した場合に浸水が想定される区域は、市のほぼ全域となり、特に元荒川以北の地域で浸水深が深く、当該地域のうち、新方川周辺では浸水深が3.0m～5.0mとなる区域が広く分布します。荒川が氾濫した場合に浸水が想定される区域も、市のほぼ全域となり、0.5m～3.0mの浸水深が広く分布します。

市内の広い範囲で深い浸水深になると、避難先となる場所が限られ、市外の安全な場所への避難が必要になる可能性があります。

大河川の氾濫の前には、中小河川の氾濫や内水氾濫の発生も想定されるため、避難路・避難手段の確保が課題になります。

#### ②浸水による電力等のライフラインの途絶

ライフラインは供給施設や住宅等での浸水及び電力供給停止により使用不可能な状況となります。また、浸水により機能不全に陥る排水施設が多数存在します。

#### ③孤立期間の長期化と生活環境の悪化

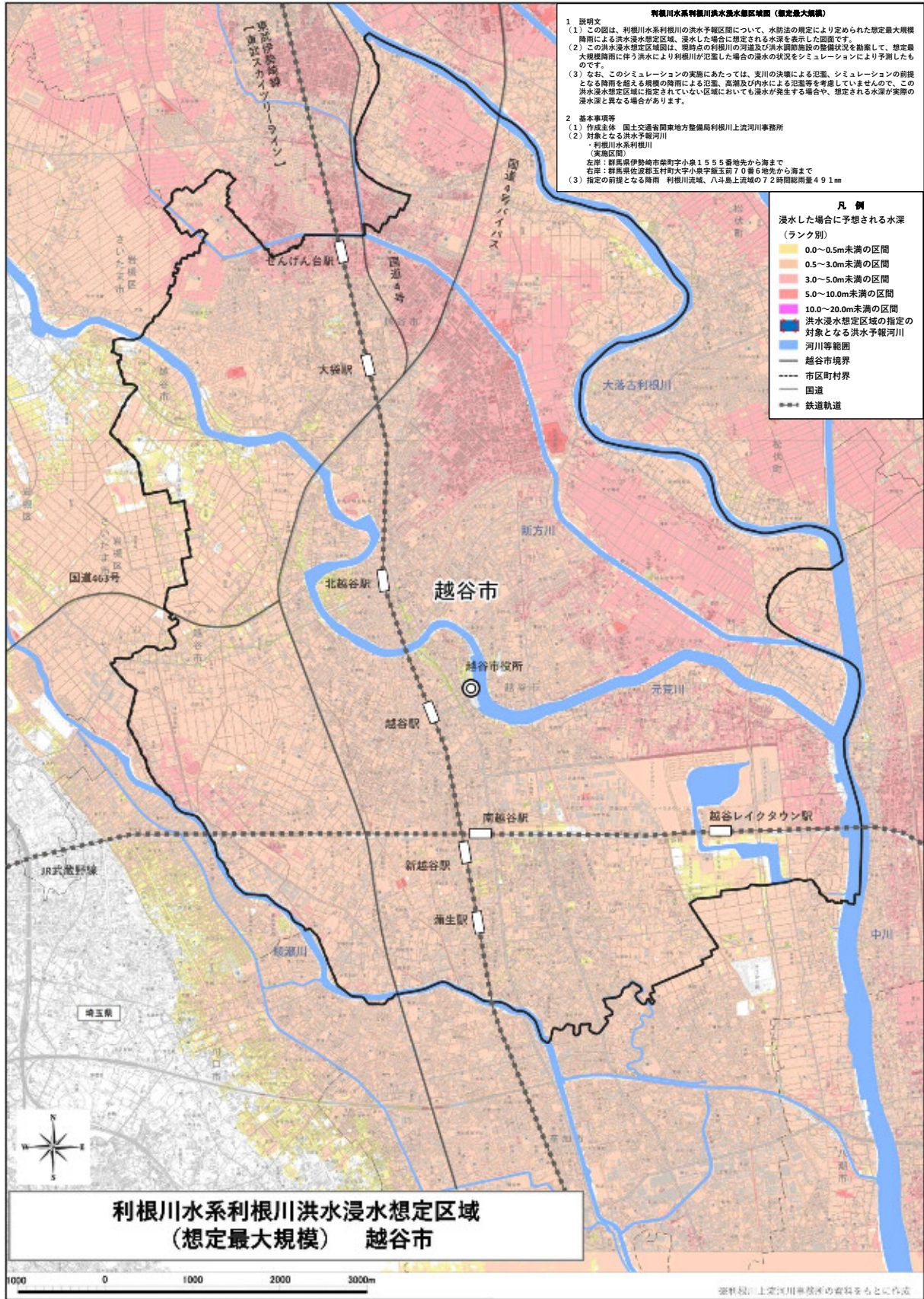
ライフラインが使用できず、孤立期間が長期化すると生活環境の維持が極めて困難です。

#### ④地域により異なる氾濫流の到達までの時間

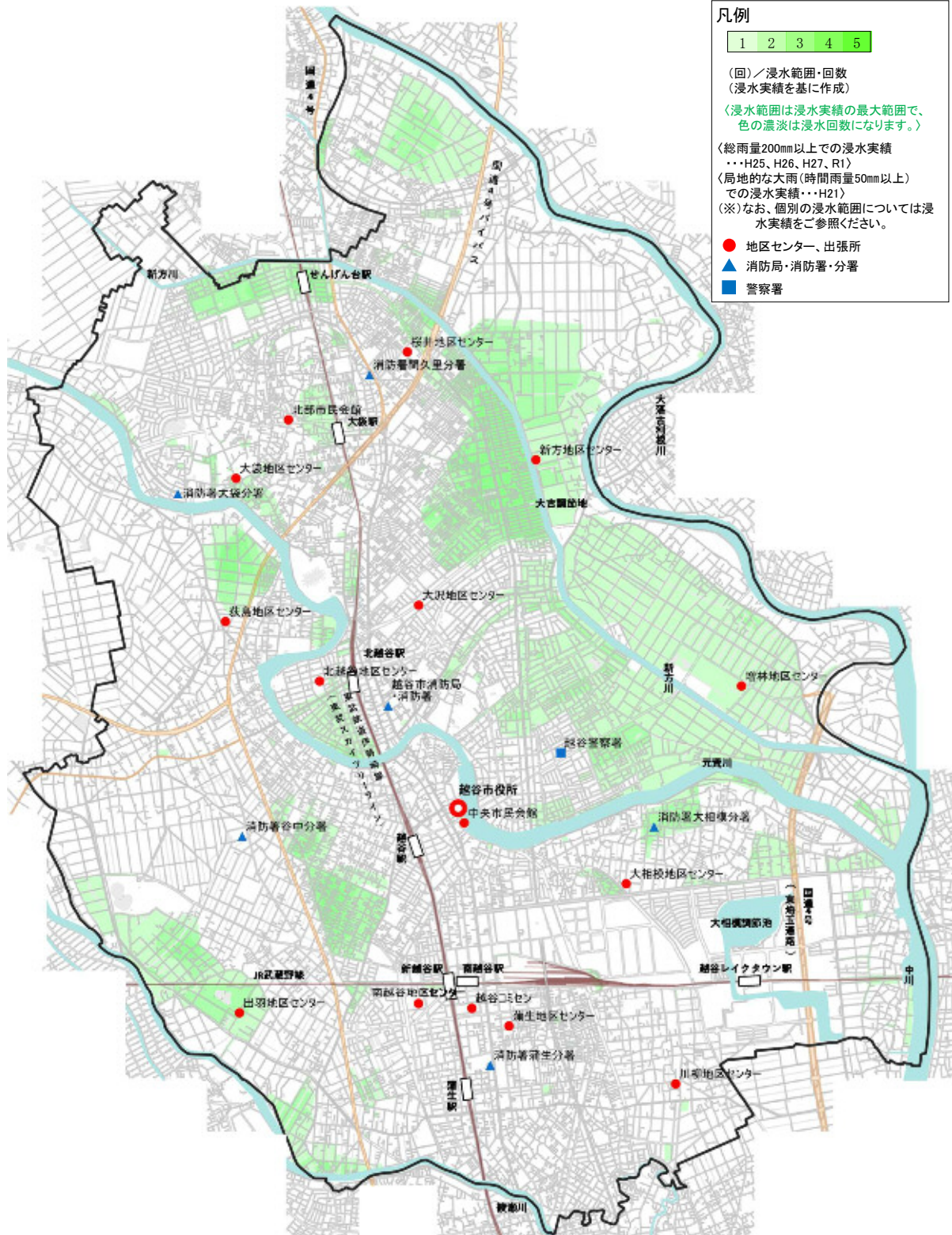
氾濫流が到達するまでに数日間を要する地域が存在する一方、堤防決壊箇所近傍等では氾濫流到達までの時間が短くなります。

本市は、首都圏広域氾濫（利根川）の場合、加須市弥兵衛地先の堤防決壊後24時間以内に、元荒川広域氾濫（荒川）の場合、鴻巣市大芦地先の堤防決壊後24時間以内に市北部から氾濫流が到達します。

【利根川（洪水浸水想定区域図）】



【越谷市 内水ハザードマップ】



第2章

※避難所は令和3年度時点のデータを使用

### (3) 竜巻の被害想定

竜巻の被害は、数分から数十分で、長さ数kmから数十km、幅数十mから数百mの狭い範囲に集中します。

住家が密集した市街地で竜巻が発生すると、看板や屋根瓦の破片など多様な飛散物が発生し、住家の窓ガラスが割れる被害や、老朽住宅では屋根が飛ばされるなどの被害が想定されます。また、竜巻の規模によっては、電柱の傾斜や折損、電線の切断といった被害も発生し、停電や通信回線の途絶、さらには建物の倒壊や車が転倒するなどの被害も想定されます。

### (4) 本計画における災害リスクの想定

#### ① 想定する大規模自然災害の範囲

本市で被害が生じる大規模自然災害を想定することとし、地震、洪水、竜巻の3種類を基本とします。

#### ② 想定する大規模自然災害の規模

市地域計画では、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の発生回避・被害軽減を図るための施策を示すことが必要なことから、市内で発生を想定しうる最大規模の災害を想定して、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定を行います。

#### 【想定する大規模自然災害と災害の規模】

大規模自然災害	災害の規模
地震	茨城県南部地震
洪水	利根川の堤防の決壊
竜巻	国内最大級（F3）の発生



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本目標

東日本大震災では、人々の生活に多大な影響を与えただけではなく、重要な役目を果たすべき行政機能も寸断される事態が起きました。近い将来、高い確率で発生が想定されている首都直下地震、近年の台風の大規模化、降雨の局地化・集中化による大規模な風水害、新型コロナウイルス感染症の拡大、過去に大きな被害を出している竜巻等、本市が抱える災害リスクは様々です。また、災害リスクに加え、人口減少、少子高齢化、社会資本の老朽化などの社会変化を踏まえて平時から備える必要があります。

大規模自然災害が発生し被災した場合でも、市民の生命や財産を守り、社会・経済機能を維持するとともに、迅速な復旧・復興を可能とする強靱なまちとすることを目指し、国及び埼玉県の基本目標との調和を保ちつつ、次の4点を基本目標として施策を推進します。

#### 【基本目標】

1	市民の生命を最大限守ること
2	地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
3	市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること
4	迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること

### 2. 事前に備える目標（行動目標）

本市の強靱化の基本目標の達成に向け、大規模自然災害を想定して、市における自然的条件、社会的条件及び災害特性等を考慮し、国の基本計画や県地域計画を踏まえつつ、8つの「事前に備える目標」を設定しました。

#### 【事前に備える目標（行動目標）】

行動目標1	被害の発生抑制により人命を保護する
行動目標2	救助・救急・医療活動により人命を保護する
行動目標3	交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
行動目標4	必要不可欠な行政機能を確保する
行動目標5	生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
行動目標6	「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する
行動目標7	二次災害を発生させない
行動目標8	大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

### 3. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

市地域計画では、大規模自然災害により引き起こされることが想定される「事前に備える目標」の妨げとなる事態として、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。国が定めた基本計画を参考に、埼玉県地域強靱化計画に定められている「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に基づき、本市の特性を踏まえて31の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定しました。

### 第3章 計画の基本的な考え方

事前に備える目標 (行動目標)		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
1 被害の発生抑制 により人命を保護する	1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-3	異常気象(浸水・竜巻)等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-4	列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-5	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2 救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
	2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
	2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
	3-2	信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態
	3-3	旅客の輸送が長期間停止する事態
	3-4	多数の帰宅困難者が発生し、家族が分断される事態
	3-5	物資の輸送が長期間停止する事態
	3-6	情報通信が輻輳・途絶する事態
	3-7	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
4 必要不可欠な行政機能を確保する	4-1	市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
	5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
	5-3	取水停止等により、給水停止が長期化する事態
	5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
	5-5	地域活動の担い手不足や感染症の発生等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する	6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
7 二次災害を発生させない	7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
	7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
	7-3	危険物・有害物質等が流出する事態
8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-1	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
	8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
	8-4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
	8-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
	8-6	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

※ 「重点対策」として重点的に推進するリスクシナリオ(第4章で後述)

## 4. 施策分野の設定

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避し、必要な施策を整理するため「施策分野」を設定します。本計画では、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と同様に、国や県の計画との整合を図りつつ、本市の状況を考慮し、10の個別施策分野と2の横断的分野を設定しました。

## 【施策分野】

	施策分野
個別施策分野	行政機能/消防
	住宅・都市
	保健医療・福祉・子育て
	情報通信
	産業・農業
	交通
	土地利用
	ライフライン
	教育
	環境・エネルギー
横断的分野	地域づくり・リスクコミュニケーション
	老朽化対策

## 第4章 脆弱性評価・強靱化のための推進方針

### 1. 脆弱性の分析・評価

脆弱性評価は、市地域計画の策定に先立ち、大規模自然災害の発生時に起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）への対策を講じることができているかを評価します。

想定するリスクや本市の地域特性を踏まえて設定した、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとに発生要因や危険性の程度等を考慮した上で、最悪の事態の発生回避・被害軽減に資する現在の本市の取組に基づき、発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性を評価します。

### 2. 推進方針、重点対策について

脆弱性評価の結果に基づき、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとに、地域強靱化を進めるための施策に係る推進方針を定めました※。

また、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）は、本市の地域特性（第2章）を踏まえて設定したのですが、限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めるため、重点的に取り組むべき事項について、起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)単位で「重点対策」として位置づけ、対策の推進を図ります。

対象となる「重点対策」を以下に示します。

※推進方針に関連する事業は資料編で整理

#### 【重点対策として位置づける起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)一覧】

事前に備える目標 (行動目標)		重点対策として位置づける 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
1 被害の発生抑制により 人命を保護する	1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-3	異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-5	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2 救助・救急・医療活動 により人命を保護する	2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
3 交通ネットワーク、情 報通信機能を確保する	3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
4 必要不可欠な行政機能 を確保する	4-1	市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態

3. 脆弱性評価結果・推進方針

【次ページ以降の表の見方】

重点対策として位置付けた  
リスクシナリオを示しています。

第4章 脆弱性評価・強靱化のための推進方針

4. 脆弱性評価結果・推進方針

(1) 型画に備える目標1 被害の発生軽減により人命を保護する

7-1 表図により、多岐の災害・脅威が発生する事態

重点対策

リスクシナリオ

脆弱性評価結果

① 脆弱性評価結果と土地利用の連携・オープンスペースの確保  
 ② 脆弱性評価結果と土地利用の連携・オープンスペースの確保  
 ③ 脆弱性評価結果と土地利用の連携・オープンスペースの確保  
 ④ 脆弱性評価結果と土地利用の連携・オープンスペースの確保  
 ⑤ 脆弱性評価結果と土地利用の連携・オープンスペースの確保  
 ⑥ 脆弱性評価結果と土地利用の連携・オープンスペースの確保  
 ⑦ 脆弱性評価結果と土地利用の連携・オープンスペースの確保  
 ⑧ 脆弱性評価結果と土地利用の連携・オープンスペースの確保  
 ⑨ 脆弱性評価結果と土地利用の連携・オープンスペースの確保  
 ⑩ 脆弱性評価結果と土地利用の連携・オープンスペースの確保

第4章 脆弱性評価・強靱化のための推進方針

7-1 表図により、多岐の災害・脅威が発生する事態

重点対策

リスクシナリオ

脆弱性評価結果

① 脆弱性評価結果と土地利用の連携・オープンスペースの確保  
 ② 脆弱性評価結果と土地利用の連携・オープンスペースの確保  
 ③ 脆弱性評価結果と土地利用の連携・オープンスペースの確保  
 ④ 脆弱性評価結果と土地利用の連携・オープンスペースの確保  
 ⑤ 脆弱性評価結果と土地利用の連携・オープンスペースの確保  
 ⑥ 脆弱性評価結果と土地利用の連携・オープンスペースの確保  
 ⑦ 脆弱性評価結果と土地利用の連携・オープンスペースの確保  
 ⑧ 脆弱性評価結果と土地利用の連携・オープンスペースの確保  
 ⑨ 脆弱性評価結果と土地利用の連携・オープンスペースの確保  
 ⑩ 脆弱性評価結果と土地利用の連携・オープンスペースの確保

リスクシナリオに関する  
施策分野を  
濃く示しています。

脆弱性評価の結果に基づいた  
推進方針を示しています。

リスクシナリオに対する  
脆弱性評価結果を示しています。

脆弱性評価の結果に基づいた  
推進方針を示しています。

第4章

32

4. 脆弱性評価結果・推進方針

(1) 事前に備える目標 1 被害の発生抑制により人命を保護する

1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態

重点対策

脆弱性評価結果

① 計画的な基盤整備と土地利用の誘導・オープンスペースの確保

○火災により被害が拡大する事態を防ぐため、土地利用の適正化や市街地整備、不燃化促進、延焼防止のためのオープンスペースの確保等を進める必要がある。

○狭あい道路を拡幅し、延焼防止を図る必要がある。

② 消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減

○火災による要救助者等に対応できる救助・救急体制維持のため、消防車両及び各種消防活動用資機材等の計画的な更新・整備、通信指令体制の強化に努めるとともに、教育訓練の充実等を進める必要がある。

○火災発生時の消火活動に必要な水利を確保するため、耐震性防火用貯水槽及び防火水槽を整備する必要がある。

③ 災害情報の共有と市民への適切な提供(外国人市民含む)

○火災発生時の防災関係機関との迅速かつ的確な情報の収集・伝達体制をあらかじめ確立しておく必要がある。

○火災発生時に市民が迅速かつ的確な判断が行えるよう、多様な媒体による伝達手段の確保が必要である。

④ 防災活動拠点等の強化

○火災により防災活動拠点の機能が制限もしくは停止してしまう事態に備え、防災活動の拠点となる各種施設(市役所、地区センター、消防署等)について、機能継続に向けた設備や資機材の整備を進める必要がある。

⑤ 道路ネットワークの整備・通行の確保

○火災発生時の消防車両の円滑な通行のため、計画的な道路整備を進めるとともに、狭あい道路の改善に努める必要がある。

○消防車両が円滑に通行できるよう、電柱倒壊による災害リスクを低減させるため、無電柱化を進める必要がある。

○消防車両が円滑に通行できるよう、落橋等による通行障害の防止のため、橋りょうの耐震化等、更なる公共構造物の安全性向上を推進する必要がある。

⑥ 防災知識の普及啓発

○火災発生時に、避難の遅れ等が生じてしまう事態に備え、火災に関する知識の普及啓発を図る必要がある。

⑦ 自助と共助による地域単位の防災力の向上

○火災による被害を軽減するため、自主防災組織の充実や消防団員等の確保、実践的な訓練、必要な資機材の整備等、自主防災組織や消防団等の育成・強化を図り、地域防災力の向上を図る必要がある。

1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態										重点対策	
行政機能/ 消防	住宅・都市	保健医療・ 福祉・ 子育て	情報通信	産業・農業	交通	土地利用	ライフライン	教育	環境・ エネルギー	地域づくり ・リスク コミュニケーション	老化対策

**推進方針**

**①計画的な基盤整備と土地利用の誘導・オープンスペースの確保**

- 多くの人が集まる駅周辺や住宅が密集した地域については、火災による人的被害の軽減を図るため、生活道路やオープンスペースの確保、防火地域・準防火地域の指定等により、燃えにくい・燃え広がりにくいまちづくりに努める。
- 市街地開発事業等による計画的な基盤整備と適正な土地利用の誘導を図り、火災の発生を抑止する。
- 道路や公園などの公共施設が未整備な地区、特に狭あい道路が多い旧市街地等については、居住環境の改善と円滑な消火活動が可能な環境が両立できるよう、地区の特性にあった整備手法を検討し、推進する。

**②消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減**

- 消防・救急車両及び各種消防・救急活動用資機材等の計画的な更新・整備、通信指令体制の強化、耐震性防火用貯水槽及び防火水槽の耐震化を踏まえた消防水利等の確保に努めるとともに、あらゆる災害に対応できる人材育成のための教育訓練を充実させ、消防力の強化を図る。

**③災害情報の共有と市民への適切な提供(外国人市民含む)**

- 火災発生等の被害状況の実態を速やかに把握し、庁内及び防災関係機関等と共有するため、カメラやビデオカメラ、消防車両の動画伝送装置、無人航空機等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。
- 火災発生時の被害状況等の情報を市民へ適切に伝達するため、防災行政無線や市ホームページ、スマートフォンアプリ「防災こしがや」、越谷 City メール、SNS等、多様な情報伝達手段の確保を図る。

**④防災活動拠点等の強化**

- 防災活動の拠点となる各種施設(市役所、地区センター、消防署等)については、越谷市公共施設等総合管理計画第1次アクションプランに基づき、計画的な更新・整備、機能強化を進める。
- 火災による人的被害への対応に備え、地域住民の避難先や救援活動の拠点となる施設の整備、機能強化を進める。

**⑤道路ネットワークの整備・通行の確保**

- 消防車両の円滑な通行を確保する観点から、幹線道路ネットワークの整備とともに、狭あい道路の改修や主要な道路の無電柱化、路面下空洞調査の実施による対策、老朽化した橋りょうの耐震化等を推進する。

**⑥防災知識の普及啓発**

- 住宅用火災警報器や消火器等の設置、住宅の防火対策や感震ブレーカー等の設置などの火災予防対策や初期消火活動・避難行動等について、「越谷市総合防災ガイドブック」等の普及啓発パンフレットの作成・配布、市広報紙やホームページへの掲載、出張講座、防災訓練等の機会を通じて普及啓発に努める。
- 事業所・店舗等に対して、予防査察を継続的に行い、適切な防火管理体制の確保、消防用設備等の適正な維持・管理の指導を実施する。

**⑦自助と共助による地域単位の防災力の向上**

- 消防団員の確保や消防団の資機材等の充実強化を進めるとともに、火災による負傷者の応急手当に関する技術の普及促進、自主防災組織等の育成・強化、学校等における防災教育の推進など、地域全体の協力体制を推進する。
- 防災訓練に災害図上訓練や初期消火訓練、避難誘導訓練、避難所開設・運営訓練を取り入れ、住民参加型で地域の特性に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。
- 火災への対応にあたり、自主防災組織が活動するうえで必要な防災資機材・備蓄物資の整備及び諸活動に係る支援を行う。

## 1-2 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態

## 重点対策

## 脆弱性評価結果

## ①建築物の耐震化等の促進

○揺れにより建築物が倒壊し、死者、負傷者、要救助者が発生する事態を防ぐため、昭和56年（1981年）以前に建築された旧耐震基準の建築物（住宅、マンション等）に対し、耐震化を促進する必要がある。

○ブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、緊急車輛等の通行を確保するため、倒壊等の危険性があると判断されたブロック塀の除去等の改善を進める必要がある。

○地震後の速やかな危険性の把握にあたり、県や関係団体等との協力体制構築を進める必要がある。

## ②計画的な基盤整備と土地利用の誘導・オープンスペースの確保

○建築物の倒壊等により被害が拡大する事態を防ぐため、土地利用の適正化や市街地整備、防災機能を有する公園等のオープンスペースの確保等を進める必要がある。

## ③消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減

○建築物の倒壊等による要救助者等に対応できる救助・救急体制維持のため、消防・救急車両及び各種消防・救急活動用資機材等の計画的な更新・整備、通信指令体制の強化、教育訓練の充実等を進める必要がある。

## ④自助と共助による地域単位の防災力の向上

○建築物の倒壊による人的被害を軽減するため、自主防災組織の充実や消防団員等の確保、実践的な訓練、必要な資機材の整備等、自主防災組織や消防団等の育成・強化を図り、救助・救急体制の強化により、地域防災力の向上を図る必要がある。

## ⑤防災活動拠点等の強化

○建築物の倒壊等により、救助活動等の拠点となる防災拠点の機能が制限もしくは停止してしまう事態に備え、各種施設（市役所、地区センター、消防署等）について、機能継続に向けた設備や資機材の整備を進める必要がある。

## ⑥防災知識の普及啓発

○建築物やブロック塀等の倒壊、家具類等の転倒・落下による被災等が生じてしまう事態に備え、地域防災活動への参加を促し、防災知識の普及啓発を図る必要がある。

## ⑦災害情報の共有と市民への適切な提供（外国人市民含む）

○建築物の倒壊による被害状況等について、防災関係機関との迅速かつ的確な情報の収集・伝達体制をあらかじめ確立しておく必要がある。

## ⑧道路ネットワークの整備・通行の確保

○建築物の倒壊による道路閉塞によって救助活動等の遅れが生じる事態を防ぐため、計画的な道路整備を進めるとともに、狭あい道路の改善に努める必要がある。

○建築物の倒壊に伴う電柱倒壊による災害リスクを低減させるため、無電柱化を進める必要がある。

## ⑨マンションの適正管理等の促進

○マンションの被災による人的被害の発生を防ぐため、マンションの管理状況等の把握や適性管理に関する情報提供、専門家の派遣等により、マンションの適正管理を促進する必要がある。



1-2 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態										重点対策	
行政機能/ 消防	住宅・都市	保健医療・ 福祉・ 子育て	情報通信	産業・農業	交通	土地利用	ライフライン	教育	環境・ エネルギー	地域づくり ・リスクコ ミュニケー ション	老化対策

### 推進方針

#### ①建築物の耐震化等の促進

- 建築物の倒壊による人的被害の発生を防ぐため、建築物の耐震化の必要性の意識啓発に努めるとともに、耐震診断及び耐震改修のための支援措置により耐震化を促進する。
- 救急車両等が通行する緊急輸送道路を閉塞する恐れのある沿道建築物について、耐震化の必要性の啓発や耐震化を促進する。
- 地震発生時のブロック塀の倒壊やエレベーターの閉じ込め防止による被害の発生を防ぐため、市民への意識啓発に努めるとともに、危険なブロック塀については補強方法等の相談や助言を行う。
- 被災後の人命に係る二次的災害の発生を防ぐため、埼玉県や応急危険度判定士等との連携体制を強化する。

#### ②計画的な基盤整備と土地利用の誘導・オープンスペースの確保

- 市街地開発事業等による計画的な基盤整備と適正な土地利用の誘導を図り、建築物の倒壊被害を抑止する。
- 道路や公園などの公共施設が未整備な地区、特に狭あい道路が多い旧市街地等については、居住環境の改善と円滑な救助等が可能な環境が両立できるよう、地区の特性にあった整備手法を検討し、建築物の倒壊による死者の低減を図る。
- 防災機能を考慮した総合的かつ計画的な公園・緑地の整備と適正配置を図る。

#### ③消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減

- 消防・救急車両及び各種消防・救急活動用資機材等の計画的な更新・整備、通信指令体制の強化に努めるとともに、あらゆる災害に対応できる人材育成のための教育訓練を充実させ、消防力の強化を図る。

#### ④自助と共助による地域単位の防災力の向上

- 建築物の倒壊による人的被害の発生に対処するため、消防団員の確保や消防団の資機材等の充実強化を進めるとともに、応急手当の普及促進、自主防災組織等の育成・強化、学校等における防災教育の推進など、地域全体の協力体制を推進する。
- 防災訓練に救出訓練や応急救護訓練を取り入れ、住民参加型で地域の特性に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。
- 地域の助け合いによる応急救護活動にあたり、自主防災組織が活動するうえで必要な防災資機材・備蓄物資の整備及び諸活動に係る支援を行う。

#### ⑤防災活動拠点等の強化

- 救助活動等の拠点となる各種施設（市役所、地区センター、消防署等）については、越谷市公共施設等総合管理計画第1次アクションプランに基づき、計画的な更新・整備、機能強化を進める。

#### ⑥防災知識の普及啓発

- 建築物の耐震化や家具類の転倒・落下・移動防止対策等について、「越谷市総合防災ガイドブック」等の普及啓発パンフレットの作成・配布、市広報紙やホームページへの掲載、出張講座、防災訓練等の機会を通じて普及啓発に努める。

#### ⑦災害情報の共有と市民への適切な提供(外国人市民含む)

- 建築物の倒壊による人的被害の実態を速やかに把握し、庁内及び防災関係機関等と共有するため、カメラやビデオカメラ、消防車両の動画伝送装置、無人航空機等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

#### ⑧道路ネットワークの整備・通行の確保

- 建築物の倒壊による道路閉塞を防ぐため、幹線道路ネットワークの整備とともに、狭あい道路の改修や主要な道路の無電柱化等を推進する。

#### ⑨マンションの適正管理等の促進

- マンションの被災を防ぐため、分譲マンション登録制度等による管理状況等の把握や適正管理に関する情報提供に努めるとともに、専門知識を有するマンション管理士等との連携による相談やマンション管理士派遣制度の利用推進により、マンションの適正な管理を促進する。

1-3 異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態

重点対策

脆弱性評価結果

①治水施設の整備・減災に向けた取組の強化

- 異常気象により頻発・激甚化する災害に対し、河川流域全体で被害の軽減に向けて取り組む必要がある。
- 災害による治水施設等（河川堤防、排水機場等）への被害を未然に防止し、また浸水被害等発生時の避難時間をより長く確保するため、治水施設の整備を進める必要がある。
- アンダーパスなど道路冠水が想定される箇所の監視機能を強化する必要がある。

②災害情報の共有と市民への適切な提供(外国人市民含む)

- 異常気象時における防災関係機関との迅速かつ的確な情報の収集・伝達体制をあらかじめ確立しておく必要がある。
- 異常気象時に市民が迅速かつ的確な判断が行えるよう、多様な媒体による伝達手段を確保する必要がある。

③消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減

- 市全域での浸水や、竜巻の発生による要救助者等に対応できる救助・救急体制維持のため、消防・救急車両及び各種消防・救急活動用資機材等の計画的な更新・整備、通信指令体制の強化、教育訓練の充実等を進める必要がある。

④防災活動拠点等の強化

- 浸水等により防災活動拠点の機能が制限もしくは停止してしまう事態に備え、防災活動の拠点となる各種施設（市役所、地区センター、消防署等）について、機能継続に向けた設備や資機材の整備を進める必要がある。

⑤防災知識の普及啓発

- 異常気象による被害が生じてしまう事態や竜巻に備え、防災知識の普及啓発を図り、地域防災活動への参加を促す必要がある。
- 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設等の管理者は、水防法第15条に基づき、避難確保計画の作成や訓練等の対策を進める必要がある。

⑥自助と共助による地域単位の防災力の向上

- 浸水被害等発生時に避難の遅れ等が生じる事態に備え、住民同士が助け合って避難するため、自主防災組織の充実や消防団員等の確保、実践的な訓練、必要な資機材の整備等、自主防災組織や消防団等の育成・強化を図り、地域防災力の向上を図る必要がある。

⑦計画的な基盤整備と土地利用の誘導

- 浸水被害等のリスク低減に配慮した土地区画整理を進める必要がある。

⑧市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化

- 浸水被害等発生時における長期湛水を軽減するため、下水施設の能力強化を進める必要がある。特に、過去内水被害の実績がある地域等については、優先的に施設整備を進める必要がある。

1-3 異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態									重点対策		
行政機能/ 消防	住宅・都市	保健医療・ 福祉・ 子育て	情報通信	産業・農業	交通	土地利用	ライフライン	教育	環境・ エネルギー	地域づくり・ リスクコ ミュニケー ション	老朽化対策

### 推進方針

#### ①治水施設の整備・減災に向けた取組の強化

- 河川流域全体のあらゆる関係者が協働して被害を軽減させる「流域治水」の対策の一つである河川への流出を抑制する雨水貯留浸透施設の整備を推進する。
- 浸水被害等の軽減を図るため、準用河川や普通河川といった市管理河川の整備、排水機場やポンプ場等の整備・改修を計画的に実施するとともに、国・県管理河川の河川施設の整備を促進する。
- 浸水被害等発生時における河川や道路冠水の状況等の情報収集体制の整備を推進する。

#### ②災害情報の共有と市民への適切な提供(外国人市民含む)

- 異常気象時の被害状況の実態を速やかに把握し、庁内及び防災関係機関等と共有するため、カメラやビデオカメラ、消防車両の動画伝送装置、無人航空機等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。
- 異常気象時の市民への情報伝達を円滑に行うため、防災行政無線や市ホームページ、スマートフォンアプリ「防災こしがや」、越谷 City メール、SNS等、多様な情報伝達手段の確保を図る。

#### ③消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減

- 消防・救急車両及び各種消防・救急活動用資機材等の計画的な更新・整備、通信指令体制の強化に努めるとともに、浸水被害等発生時等に対応できる人材育成のための教育訓練を充実させ、消防力の強化を図る。

#### ④防災活動拠点等の強化

- 防災活動の拠点となる各種施設（市役所、地区センター、消防署等）については、越谷市公共施設等総合管理計画第1次アクションプランに基づき、計画的な更新・整備、機能強化を進める。

#### ⑤防災知識の普及啓発

- 地域の浸水被害等のリスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動、適切な避難先を判断できるよう、洪水ハザードマップや竜巻に関する知識等をまとめた越谷市総合防災ガイドブック等の普及啓発パンフレットの作成・配布、「まるごとまちごとハザードマップ」の推進、市広報紙やホームページへの掲載、出張講座、防災訓練等の機会を通じて普及啓発に努めるとともに、避難に備えた行動をあらかじめ定めたマイ・タイムラインの作成を促進する。
- 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設等の管理者に対し、避難確保計画の作成支援を行うとともに、避難確保計画や避難訓練の実施状況等についても定期的に確認するよう努める。

#### ⑥自助と共助による地域単位の防災力の向上

- 浸水被害等発生時においても、地域住民が、自らの身の安全を確保し、住民同士で助け合って避難や負傷者の応急手当ができるよう、自主防災組織の活動の充実や消防団員等の確保、実践的な訓練の実施、必要な資機材の整備等し、地域防災力の向上に努める。

#### ⑦計画的な基盤整備と土地利用の誘導

- 市街地開発事業等による計画的な基盤整備と適正な土地利用の誘導を図り、浸水被害等を抑止する。

#### ⑧市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化

- 下水道施設の機能維持を図るため、ストックマネジメント計画に基づく老朽化した施設の改修、更新を計画的に進める。
- 雨水排水ポンプの増強を行うとともに、市街地等での浸水被害を軽減させる治水対策を推進する。

1-4 列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態

脆弱性評価結果

①消防力等の発揮による被害の拡大防止

○地震や強風等による鉄道の脱線等による要救助者等に対応できる救助・救急体制維持のため、消防・救急車両及び各種消防・救急活動用資機材等の計画的な更新・整備、通信指令体制の強化、教育訓練の充実等を進める必要がある。

②災害情報の共有と市民等への適切な提供(外国人市民含む)

○交通機関の被害発生時における防災関係機関との迅速かつ的確な情報の収集・伝達体制をあらかじめ確立しておく必要がある。

○交通機関の被害発生時に交通機関利用者及び周辺住民が迅速かつ的確な判断が行えるよう、多様な媒体による伝達手段を確保する必要がある。

③帰宅困難者の一時滞在施設の確保と帰宅支援

○被害の生じた鉄道・道路施設については、通行・運行まで長期間を要する可能性があり、旅客が輸送できない事態が長期化することによる多数の帰宅困難者の発生に備え、受入施設や備蓄物資の確保等の対策を進める必要がある。

○被害の生じた交通機関等の代替機能の確保に向けた取り組みを進める必要がある。

④防災活動拠点等の強化

○交通機関の被害発生時における情報収集などの防災活動拠点となる各種施設（市役所、地区センター、消防署等）について、機能継続に向けた設備や資機材の整備を進める必要がある。

1-4 列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態

行政機能/ 消防	住宅・都市	保健医療・ 福祉・ 子育て	情報通信	産業・農業	交通	土地利用	ライフライン	教育	環境・ エネルギー	地域づくり ・リスク コミュニケーション	老朽化対策
-------------	-------	---------------------	------	-------	----	------	--------	----	--------------	----------------------------	-------

推進方針

①消防力等の発揮による拡大防止

○消防・救急車両及び各種消防・救急活動用資機材等の計画的な更新・整備、通信指令体制の強化に努めるとともに、列車の転覆等の交通機関の被害発生時に対応できる人材育成のための教育訓練を充実させ、消防力の強化を図る。

②災害情報の共有と市民等への適切な提供(外国人市民含む)

○交通機関の被害発生時の状況を速やかに把握し、庁内及び防災関係機関等と共有するため、カメラやビデオカメラ、消防車両の動画伝送装置、無人航空機等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

○交通機関の被害発生時の交通機関利用者及び周辺住民に対して円滑に情報提供を行うため、防災行政無線や市ホームページ、スマートフォンアプリ「防災こしがや」、越谷Cityメール、SNS等、多様な情報伝達手段の確保を図る。

③帰宅困難者の一時滞在施設の確保と帰宅支援

○交通機関の被害発生時に帰宅困難者に必要な支援を実施できるよう、市、鉄道事業者、警察及び駅周辺事業者等の関係機関で構成する新越谷駅・南越谷駅周辺帰宅困難者対策協議会において、支援方策についての体制整備や訓練等を実施し、体制強化に努める。

○帰宅困難者を一時的に滞在させる施設の確保に努めるとともに、帰宅困難者用の物資の備蓄を進める。

○被害の生じた交通機関等の代替機能を確保するため、交通事業者などの関係団体と協定を締結するなど、体制の整備に努める。

④防災活動拠点等の強化

○防災活動の拠点となる各種施設（市役所、地区センター、消防署等）において、交通機関の被害等に関する情報収集・伝達体制を整備するとともに、職員の非常参集体制、交通機関利用者及び周辺住民の避難誘導體制等を整備する。

1-5 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

重点対策

脆弱性評価結果

①道路ネットワークの整備・通行の確保

○建築物の全壊・焼失により、がれき等の大量発生や道路閉塞等が発生し、災害対応の遅延が生じる事態に備え、緊急輸送道路等の幹線道路ネットワークの整備を進める必要がある。

②消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減

○救助需要の増大等による災害対応の遅延に備え、消防・救急車両及び各種消防・救急活動用資機材等の計画的な更新・整備、通信指令体制の強化に努めるとともに、教育訓練の充実等を進める必要がある。

③防災活動拠点等の強化

○災害発生時に防災拠点の機能が制限もしくは停止してしまい行政の対応遅延が生じる事態に備え、防災活動の拠点となる各種施設（市役所、地区センター、消防署等）について、機能継続に向けた設備や資機材の整備を進める必要がある。

④災害情報の共有と市民への適切な提供(外国人市民含む)

○災害対応を遅滞なく実施するため、災害時における防災関係機関との迅速かつ的確な情報の収集・伝達体制をあらかじめ確立しておく必要がある。

○多数の要救助者・行方不明者が発生した際、市民が迅速かつ的確な判断が行えるよう、多様な媒体による伝達手段の確保が必要である。

○外国人市民は災害が発生した際、日本語が十分に理解できないことによる情報不足など、外国人特有の困難に直面することが予想されることから、防災知識の啓発を図るとともに、多言語による情報提供ができる体制を強化する必要がある。

⑤防災知識の普及啓発

○地震により建築物、家具の下敷きや、浸水した地域に取り残される等によりって救助需要が増大し、災害対応の遅延が発生する事態に備え、市民に対して地域防災活動への参加を促し、防災知識の普及啓発を図る必要がある。

⑥行政機関の業務継続の確保

○災害対応業務を遅滞なく実施するため、非常時優先業務を中断させず、また中断した場合でも早急に復旧するための取組をあらかじめ定めておく必要がある。

⑦自助と共助による地域単位の防災力の向上

○災害対応の遅延により被害拡大が生じる事態に備え、自主防災組織の充実や消防団員等の確保、実践的な訓練、必要な資機材の整備等、自主防災組織や消防団等の育成・強化を図り、地域防災力の向上を図る必要がある。

⑧要配慮者等への配慮の確保

○要配慮者が利用する施設の管理者は、災害時における利用者の安全確保のため、施設の耐震化や避難確保に係る体制の整備等を進める必要がある。

○災害時に自ら避難することが困難な高齢者、障がい者等の避難行動要支援者について、地域の助け合いにより円滑かつ迅速に避難できるよう、支援体制の整備を進める必要がある。

1-5 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態										重点対策	
行政機能/ 消防	住宅・都市	保健医療・ 福祉・ 子育て	情報通信	産業・農業	交通	土地利用	ライフライン	教育	環境・ エネルギー	地域づくり・ リスクコ ミュニケー ション	老化対策

### 推進方針

#### ①道路ネットワークの整備・通行の確保

- 災害発生時において、各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を緊急輸送道路で連結し、幹線道路ネットワークの整備を進める。
- 災害時の応急対策活動を効率的に行うため、関係団体と協定を締結するなど、幹線道路ネットワークの機能を迅速に回復する体制を整備する。

#### ②消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減

- 消防・救急車両及び各種消防・救急活動用資機材等の計画的な更新・整備、通信指令体制の強化に努め、民間事業者との連携を図るとともに、あらゆる災害に対応できる人材育成のための教育訓練を充実させ、消防力の強化を図る。

#### ③防災活動拠点等の強化

- 防災活動の拠点となる各種施設（市役所、地区センター、消防署等）については、越谷市公共施設等総合管理計画第1次アクションプランに基づき、計画的な更新・整備、機能強化を進める。

#### ④災害情報の共有と市民への適切な提供(外国人市民含む)

- 災害対応を遅滞なく実施するため、被害状況の実態を速やかに把握し、庁内及び防災関係機関等と共有するため、カメラやビデオカメラ、消防車両の動画伝送装置、無人航空機等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。
- 災害時に市民が迅速かつ確かな判断が行えるよう、防災行政無線や市ホームページ、スマートフォンアプリ「防災こしがや」、越谷Cityメール、SNS等、多様な情報伝達手段の確保を図る。
- 外国人市民が携わるコミュニティ等に防災情報を積極的に配信するとともに、インターネットや多言語版広報誌「コシガヤメッセンジャー」等において、災害・防災情報の提供し、総合防災ガイドブック多言語版等を活用し、防災知識の啓発を推進する。

#### ⑤防災知識の普及啓発

- 建築物の倒壊及び家具の転倒・落下による被害や浸水発生時の避難の遅れが生じないように、「越谷市総合防災ガイドブック」等の普及啓発パンフレットの作成・配布、市広報紙やホームページへの掲載、出張講座、防災訓練等の機会を通じて普及啓発に努める。

#### ⑥行政機関の業務継続の確保

- 大規模災害発生時においても、非常時優先業務等をなるべく中断させず適切に業務を執行するため、業務継続計画（BCP）の見直しを進めるとともに、職員に対する訓練や意識啓発等を実施する。

#### ⑦自助と共助による地域単位の防災力の向上

- 災害発生時において、地域毎に対応できるよう、自主防災組織の育成・強化、消防団員の確保や消防団の資機材等の充実強化を進めるとともに、応急手当の普及促進、学校等における防災教育の推進など、地域全体の協力体制を推進する。

#### ⑧要配慮者等への配慮の確保

- 要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設の耐震化や避難確保に係る体制の整備状況や避難訓練の実施状況等についても定期的に確認するよう努める。
- 災害時に自ら避難することが困難な高齢者、障がい者等の避難行動要支援者について、地域住民の助け合いで対応できるよう、自治会や民生委員等の地域の避難支援者と連携して、避難行動要支援者に対する体制の整備を推進する。

(2) 事前に備える目標2 救助・救急・医療活動により人命を保護する

2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態

脆弱性評価結果

①消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減

○多数の救助・捜索需要に対応できる救助・救急体制維持のため、消防・救急車両及び各種消防・救急活動用資機材等の計画的な更新・整備、通信指令体制の強化に努めるとともにあらゆる災害に対応できる教育訓練の充実等を進める必要がある。

②受援体制の確立

○関係機関による支援活動を円滑に受入れ、救助・捜索活動が早期に実施できるよう、受援体制を整備する必要がある。

③防災活動拠点等の強化

○災害発生時に、救助・捜索活動の拠点となる施設の機能が制限もしくは停止してしまう事態に備え、消防署等について、機能継続に向けた設備や資機材の整備を進める必要がある。

○救助・捜索活動を早期に実施できるよう、他自治体や関係機関からの応援等を円滑に受け入れるため、必要な機能を備えた広域的な防災拠点を確保する必要がある。

④道路ネットワークの整備・通行の確保

○救助・捜索活動時に使用する緊急輸送道路及び避難路としての機能が確保されるよう、計画的な道路整備を進めるとともに、狭あい道路の改善や無電柱化による災害リスクの低減、橋りょうの耐震化等の公共構造物の安全性向上を推進する必要がある。

⑤災害情報の共有と市民への適切な提供(外国人市民含む)

○救助・捜索活動時における防災関係機関との迅速かつ的確な情報の収集・伝達体制をあらかじめ確立しておく必要がある。

○救助・捜索活動が遅延する事態において、市民が迅速かつ的確な判断が行えるよう、多様な媒体による伝達手段の確保が必要である。

⑥自助と共助による地域単位の防災力の向上

○災害発生時において、地域毎に救助活動等が実施できるよう、自主防災組織の充実や消防団員等の確保、実践的な訓練、必要な資機材の整備等、自主防災組織や消防団等の育成・強化を図り、地域防災力の向上を図る必要がある。



2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態

行政機能/ 消防	住宅・都市	保健医療・ 福祉・ 子育て	情報通信	産業・農業	交通	土地利用	ライフライン	教育	環境・ エネルギー	地域づくり ・リスク コミュニケーション	老朽化対策
-------------	-------	---------------------	------	-------	----	------	--------	----	--------------	----------------------------	-------

推進方針

①消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減

○消防・救急車両及び各種消防・救急活動用資機材等の計画的な更新・整備、通信指令体制の強化に努めるとともに、あらゆる災害に対応できる人材育成のための教育訓練を充実させ、消防力の強化を図る。

②受援体制の確立

○関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、受援窓口の設定や必要な応援協定の締結、関係機関との連絡窓口の設定など、受援計画に基づく受援体制の構築に努める。

③防災活動拠点等の強化

○救助・捜索活動の拠点となる消防署等について、越谷市公共施設等総合管理計画第1次アクションプランに基づき、計画的な更新・整備、機能強化を進める。

○他自治体や関係機関からの応援等を円滑に受け入れるため、必要な機能を備えた広域的な防災拠点の整備を進める。

④道路ネットワークの整備・通行の確保

○救助・捜索活動を円滑に行うため、緊急輸送道路及び避難路としての機能を確保する観点から、計画的に幹線道路ネットワークを整備するとともに、狭あい道路の改修や主要な道路の無電柱化、路面下空洞調査の実施による対策、老朽化した橋りょうの耐震化等を推進する。

⑤災害情報の共有と市民への適切な提供(外国人市民含む)

○救助・捜索活動に係る情報を速やかに把握し、庁内及び防災関係機関等と共有するため、カメラやビデオカメラ、消防車両の動画伝送装置、無人航空機等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

○救助・捜索活動に支障がでないよう、市民への情報伝達を円滑に行うため、防災行政無線や市ホームページ、スマートフォンアプリ「防災こしがや」、越谷 City メール、SNS等、多様な情報伝達手段の確保を図る。

⑥自助と共助による地域単位の防災力の向上

○災害発生時において、地域毎に救助活動等が実施できるよう、自主防災組織の育成・強化、消防団員の確保や消防団の資機材等の充実強化を進めるとともに、応急手当の普及促進、学校等における防災教育の推進など、地域全体の協力体制を推進する。

2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態

重点対策

脆弱性評価結果

①災害時医療体制の確保

○負傷者等の大量発生等による医療需要の急増や、医療機関の被災等により医療活動に必要な人員や、資機材等が不足し医療機能が麻痺・停止する事態に備え、越谷市医師会と連携し、災害時における迅速な医療体制の確立に向けた準備を進める必要がある。

○被災地での大量の負傷者の発生により、患者搬送手段が不足し、非被災地等への入院患者の転院等が滞る事態に備え、受援計画等に基づく関係機関の連携体制の整備を進める必要がある。

②医療施設の防災対策

○医療施設の被災による医療機能の低下に備え、越谷市立病院の機能継続に向けた設備や資機材の整備を進める必要がある。

③医薬品等の供給体制

○医薬品等が不足した場合には、医療機能の維持に大きな支障が生じることが想定されるため、医薬品等の供給体制を強化する必要がある。

④自主救護体制の整備

○医療機能が麻痺・停止した場合においても市民による自主的な応急救護活動が実施できるよう、公共施設等へのAEDの設置や、応急救護訓練を通じて応急救護体制を強化する必要がある。

2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態										重点対策	
行政機能/ 消防	住宅・都市	保健医療・ 福祉・ 子育て	情報通信	産業・農業	交通	土地利用	ライフライン	教育	環境・ エネルギー	地域づくり・ リスクコ ミュニケー ション	老化対策

**推進方針**

**①災害時医療体制の確保**

- 災害発生時には必要に応じて、医療救護所を設置するとともに、医療救護班を編成・派遣できるよう、越谷市医師会と連携して体制を整備する。
- 患者搬送手段が不足した場合、県及び災害派遣医療チーム（DMAT）の応援を速やかに得られるように協力体制を整備する。

**②医療施設の防災対策**

- 災害時等における地域の医療体制を維持するため、地域の基幹病院としての役割を担う、越谷市立病院の建替えについて検討する。

**③医薬品等の供給体制**

- 医薬品等の不足が生じる事態に備え、越谷市薬剤師会等と連携し、医薬品及び医療救護資機材等の確保に努める。

**④自主救護体制の整備**

- 避難所となる公共施設等にAEDを適切に設置するとともに、救命効果の向上を図るため、医療機能が麻痺・停止した場合においても市民による自主的な応急救護活動が実施できるよう、応急手当講習会を実施する。

## 2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態

### 脆弱性評価結果

#### ①感染症対策の強化と迅速な初動体制の確保

- 衛生環境の悪化による感染症流行の可能性が高まる事態に備え、保健衛生体制の整備や医療資機材等の備蓄など、感染症の発生予防対策を進める必要がある。
- 上下水道が停止し、トイレが使用できなくなるおそれがあることから、備蓄等により仮設トイレを確保する必要がある。

#### ②防災活動拠点等の強化

- 電気・ガス等のエネルギーの供給が停止し、地域の衛生環境が悪化する事態に備え、防災活動の拠点となる各種施設（市役所、地区センター、消防署等）において、非常用電源の確保を進める必要がある。

#### ③安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化

- 災害により水道施設が破損し、水道水の供給が途絶しないよう、主要な水道管や老朽化している水道管等の更新や、耐震化を実施する必要がある。

#### ④市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化

- 長期湛水による地域の衛生状態の悪化を軽減するため、下水施設の能力強化を進める必要がある。特に、過去内水被害の実績がある地域等については、優先的に施設整備を進める必要がある。

#### ⑤災害廃棄物の適正処理の推進

- 災害廃棄物の処理の遅れによる地域の衛生状態の悪化を防ぐため、廃棄物処理体制を構築する必要がある。

2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態

行政機能/ 消防	住宅・都市	保健医療・ 福祉・ 子育て	情報通信	産業・農業	交通	土地利用	ライフライン	教育	環境・ エネルギー	地域づくり コミュニケーション	老化対策
-------------	-------	---------------------	------	-------	----	------	--------	----	--------------	--------------------	------

推進方針

①感染症対策の強化と迅速な初動体制の確保

- 避難所等の衛生環境の向上や、避難者への健康相談を実施するなど、保健衛生体制を強化し、感染症の発生予防対策の充実を図るとともに、越谷市薬剤師会等と連携し感染症対策に必要な医薬品及び医療救護資機材等の確保に努める。
- 避難所になる施設（地区センター、小中学校等）においても、必要に応じて健康診断等を実施し、感染症患者の早期発見及び被災地域の感染症発生状況の把握に努めるとともに、臨時的な予防接種や消毒作業等の実施体制を整備する。
- 災害用トイレ等の備蓄の拡充を進めるとともに、トイレが不足した場合に、民間事業者等へ供給要請できる体制を整備する。
- 災害時においても、災害用トイレを含むし尿の収集・運搬・処理が継続して実施できる体制を整備する。

②防災活動拠点等の強化

- 市及び防災関係機関は、大規模災害による長期間の停電や屋外での応急対策活動等に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低3日間）の電力の使用が可能となるよう体制を整備する。

③安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化

- 越谷・松伏水道企業団と連携を図り、水道施設の耐震化を推進する。
- 越谷・松伏水道企業団や市民との協働により、避難場所・避難所を中心とする市内 22 か所に整備している耐震性飲料用貯水槽等を活用した応急給水体制を整備する。
- 越谷・松伏水道企業団と連携し、給水拠点の整備や応急給水資機材の備蓄、災害時における輸送方法等を定めた応急給水資機材の備蓄・調達計画を更新する。

④市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化

- 下水道施設の機能維持し、地域の衛生環境の維持を図るため、ストックマネジメント計画に基づく老朽化した施設の改修、更新を計画的に進める。

⑤災害廃棄物の適正処理の推進

- 災害時においても廃棄物処理施設の機能が維持できるよう、必要な修繕・維持管理を適切に行うとともに、災害廃棄物処理計画等の見直しを行うなど、廃棄物処理体制の充実・強化を図り、地域の衛生環境の維持に努める。

(3) 事前に備える目標3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

3-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態

重点対策

脆弱性評価結果

①道路ネットワークの整備・通行の確保

- 緊急輸送道路及び避難路としての機能が確保されるよう、計画的な道路整備を進めるとともに、道路沿線の建築物について耐震化を促進する必要がある。
- 電柱倒壊による災害リスクを低減させるため、無電柱化を進める必要がある。

②計画的な基盤整備と土地利用の誘導・オープンスペースの確保

- 建築物の倒壊等による道路・路線の閉塞を防ぐため、土地利用の適正化や市街地整備、防災機能を有する公園等のオープンスペースの確保等を進める必要がある。

③建築物の耐震化等の促進

- 建築物の倒壊等による道路・路線の閉塞を防ぐため、昭和56年(1981年)以前に建築された旧耐震基準の建築物(住宅、マンション等)に対し、耐震化を促進する必要がある。

- ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を未然に防止し、緊急車輛等の通行を確保するため、倒壊等の危険性があると判断されたブロック塀については補強等の改善を進める必要がある。

④防災活動拠点等の強化

- 建築物の倒壊等による道路・路線が閉塞する事態に備え、防災活動の拠点となる各種施設(市役所、地区センター、消防署等)について、機能継続に向けた設備や資機材の整備を進める必要がある。

⑤マンションの適正管理等の促進

- マンションの被災による道路閉塞の発生を防ぐため、マンションの管理状況等の把握や適性管理に関する情報提供、専門家の派遣等により、マンションの適正管理を促進する必要がある。

3-2 信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態

脆弱性評価結果

①災害情報の共有と市民への適切な提供(外国人市民含む)

- 災害時の通行障害に関する情報について、防災関係機関との迅速かつ的確な情報の収集・伝達体制をあらかじめ確立しておく必要がある。
- 通行障害に関する情報を市民に迅速かつ的確に伝達できるよう、多様な媒体による伝達手段の確保が必要である。

②計画的な基盤整備と土地利用の誘導

- 停電による信号機の滅灯により、事故発生や車両放置が起こり、道路の通行に支障が出る事態等に備え、市街地開発事業等を計画的に推進し、緊急通行車両走行の妨げとなる狭あい道路の拡幅等を進める必要がある。

③道路ネットワークの整備・通行の確保

- 信号機等の停止による交通渋滞や交通事故等を防ぐため、交通安全施設の修繕等を進める必要がある。

3-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態										重点対策	
行政機能/ 消防	住宅・都市	保健医療・ 福祉・ 子育て	情報通信	産業・農業	交通	土地利用	ライフライン	教育	環境・ エネルギー	地域づくり ・リスク コミュニケーション	高齢化対策

推進方針
<p><b>①道路ネットワークの整備・通行の確保</b></p> <p>○幹線道路ネットワークの整備を進めるとともに、沿線建築物の耐震化の促進や主要な道路の無電柱化、路面下空洞調査の実施による対策等を推進する。</p> <p>○災害時における道路ネットワークを確保するため、関係団体と協定を締結するなど、道路の機能を迅速に回復する体制を整備する。</p> <p><b>②計画的な基盤整備と土地利用の誘導・オープンスペースの確保</b></p> <p>○市街地開発事業等による計画的な基盤整備と適正な土地利用の誘導を図り、道路・線路の閉塞を抑止する。</p> <p><b>③建築物の耐震化等の促進</b></p> <p>○道路・路線閉塞を防ぐため、建築物の耐震化の必要性の意識啓発に努めるとともに、耐震診断及び耐震改修のための支援措置により耐震化を促進する。特に、緊急輸送道路の沿道建築物については、優先的に対策を実施する。</p> <p>○地震発生時のブロック塀の倒壊による道路閉塞の発生を防ぐため、市民への意識啓発に努めるとともに、危険なブロック塀については補強方法等についての相談や助言を行う。</p> <p><b>④防災活動拠点等の強化</b></p> <p>○災害時の防災活動拠点や避難所等となる各種施設（市役所、地区センター、消防署等）の耐震化については、越谷市公共施設等総合管理計画第1次アクションプランに基づき、計画的な更新・整備、機能強化を進める。</p> <p><b>⑤マンションの適正管理等の促進</b></p> <p>○マンションの被災による道路閉塞の発生を防ぐため、分譲マンション登録制度等による管理状況等の把握や適正管理に関する情報提供に努めるとともに、専門知識を有するマンション管理士等と連携した相談やマンション管理士派遣制度の利用を推進し、マンションの適正な管理を促進する。</p>

3-2 信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態										重点対策	
行政機能/ 消防	住宅・都市	保健医療・ 福祉・ 子育て	情報通信	産業・農業	交通	土地利用	ライフライン	教育	環境・ エネルギー	地域づくり ・リスク コミュニケーション	高齢化対策

推進方針
<p><b>①災害情報の共有と市民への適切な提供(外国人市民含む)</b></p> <p>○通行障害発生の実態を速やかに把握し、庁内及び防災関係機関等と共有するため、カメラやビデオカメラ、消防車両の動画伝送装置、無人航空機等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。</p> <p>○通行障害に関する情報提供を円滑に行うため、防災行政無線や市ホームページ、スマートフォンアプリ「防災こしがや」、越谷 City メール、SNS等、多様な情報伝達手段の確保を図る。</p> <p><b>②計画的な基盤整備と土地利用の誘導</b></p> <p>○市街地開発事業等による計画的な基盤整備と適正な土地利用の誘導を図り、通行障害の発生を抑止する。</p> <p><b>③道路ネットワークの整備・通行の確保</b></p> <p>○既存の交通安全施設等の適切な維持管理に努めるとともに、交通誘導體制の確保や災害時にも機能しうる交通安全施設について検討する。</p>

### 3-3 旅客の輸送が長期間停止する事態

#### 脆弱性評価結果

- ①災害情報の共有と市民への適切な提供(外国人市民含む)
  - 災害時の交通機関の運行停止に関する情報について、防災関係機関との迅速かつ的確な情報の収集・伝達体制をあらかじめ確立しておく必要がある。
  - 交通機関の運行停止に関する情報を市民や交通機関利用者に迅速かつ的確に伝達できるよう、多様な媒体による伝達手段の確保が必要である。
- ②帰宅困難者の一時滞在施設の確保と帰宅支援
  - 旅客の輸送が長期間停止することによる多数の帰宅困難者の発生に備え、一時滞在施設や備蓄物資の確保等の対策を進める必要がある。
- ③道路ネットワークの整備・通行の確保
  - 道路の閉塞等による旅客輸送の停止を防ぐため、計画的な道路整備を進めるとともに、狭あい道路の改善や無電柱化による災害リスクの低減、橋りょうの耐震化等の公共構造物の安全性の向上等を図る必要がある。

### 3-4 多数の帰宅困難者が発生し、家族が分断される事態

#### 脆弱性評価結果

- ①災害情報の共有と市民への適切な提供(外国人市民含む)
  - 帰宅困難者に関する情報について、防災関係機関との迅速かつ的確な情報の収集・伝達体制をあらかじめ確立しておく必要がある。
  - 帰宅困難者に関する情報を市民に迅速かつ的確に伝達できるよう、多様な媒体による伝達手段の確保が必要である。
- ②防災知識の普及啓発
  - 市民や交通機関利用者に対し、災害時における情報収集方法や、帰宅困難になった場合の対処方法、関係機関が実施する帰宅行動への具体的な支援策等について、県及び防災関係機関と連携し、周知啓発する必要がある。
- ③帰宅困難者の一時滞在施設の確保と帰宅支援
  - 交通機関の運行停止等により多数の帰宅困難者が発生し、家族が分断される事態に備え、一時滞在施設や備蓄物資の確保、家族との連絡手段の提供、事業所における一斉帰宅の抑制等の対策を進める必要がある。



3-3 旅客の輸送が長期間停止する事態											
行政機能/ 消防	住宅・都市	保健医療・ 福祉・ 子育て	情報通信	産業・農業	交通	土地利用	ライフライン	教育	環境・ エネルギー	地域づくり ・リスク コミュニケーション	老朽化対策

推進方針											
<p>①災害情報の共有と市民への適切な提供(外国人市民含む)</p> <p>○交通機関の運行停止等の実態を速やかに把握し、庁内及び防災関係機関等と共有するため、カメラやビデオカメラ、消防車両の動画伝送装置、無人航空機等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。</p> <p>○交通機関の運行停止に関する情報提供を円滑に行うため、防災行政無線や市ホームページ、スマートフォンアプリ「防災こしがや」、越谷 City メール、SNS等、多様な情報伝達手段の確保を図る。</p> <p>②帰宅困難者の一時滞在施設の確保と帰宅支援</p> <p>○交通機関の運行停止時に帰宅困難者に必要な支援を実施できるよう、市、鉄道事業者、警察及び駅周辺事業者等の関係機関で構成する新越谷駅・南越谷駅周辺帰宅困難者対策協議会において、支援方策についての検討や訓練を実施するなど、体制の強化に努める。</p> <p>○帰宅困難者を一時的に滞在させる施設の確保に努めるとともに、物資の供給や情報提供等の支援についての取組を進める。</p> <p>③道路ネットワークの整備・通行の確保</p> <p>○道路被災による旅客輸送の停止を防ぐため、幹線道路ネットワークの整備とともに、狭あい道路の改修や主要な道路の無電柱化、路面下空洞調査の実施による対策、老朽化した橋りょうの耐震化等を推進する。</p> <p>○既存の交通安全施設等の適切な維持管理に努めるとともに、交通誘導體制の確保や災害時にも機能しうる交通安全施設について検討する。</p>											

3-4 多数の帰宅困難者が発生し、家族が分断される事態											
行政機能/ 消防	住宅・都市	保健医療・ 福祉・ 子育て	情報通信	産業・農業	交通	土地利用	ライフライン	教育	環境・ エネルギー	地域づくり ・リスク コミュニケーション	老朽化対策

推進方針											
<p>①災害情報の共有と市民への適切な提供(外国人市民含む)</p> <p>○帰宅困難者の発生に関する情報を速やかに把握し、庁内及び防災関係機関等と共有するため、カメラやビデオカメラ、消防車両の動画伝送装置、無人航空機等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。</p> <p>○帰宅困難者に関する情報提供を円滑に行うため、防災行政無線や市ホームページ、スマートフォンアプリ「防災こしがや」、越谷 City メール、SNS等、多様な情報伝達手段の確保を図る。</p> <p>②防災知識の普及啓発</p> <p>○市民及び事業所等に対する帰宅困難者対策について、普及啓発パンフレットの作成・配布、市広報紙やホームページへの掲載、出張講座、防災訓練等の機会を通じて普及啓発に努める。</p> <p>③帰宅困難者の一時滞在施設の確保と帰宅支援</p> <p>○多数の帰宅困難者の発生時においても帰宅困難者に必要な支援を実施できるよう、市、鉄道事業者、駅周辺事業者等の関係機関で構成する新越谷駅・南越谷駅周辺帰宅困難者対策協議会において、支援方策についての体制整備や訓練を実施するなど、体制強化に努める。</p> <p>○多数の帰宅困難者を一時的に滞在させる施設の確保に努めるとともに、物資の供給や情報提供、家族との連絡手段の確保等の支援についての取組を進める。</p>											

### 3-5 物資の輸送が長期間停止する事態

#### 脆弱性評価結果

##### ①道路ネットワークの整備・通行の確保

○物資の輸送が長期間停止することを防ぐため、災害時においても物資輸送の要となる緊急輸送道路等の機能が確保されるよう、計画的な道路整備を進める。

##### ②防災活動拠点等の強化

○備蓄物資の充実を図るため、防災備蓄倉庫の設置及び維持・管理を行うとともに、物資の集積・仕分け等を行う物資集積地について、適切な整備や管理、機能強化を進める必要がある。

○他自治体や関係機関からの救援物資等を円滑に受け入れるため、必要な機能を備えた広域的な防災拠点を確保する必要がある。

##### ③物資の輸送体制

○物資の輸送が長期間停止する事態に備えて、災害時の物資輸送に必要な車両・要員を確保する必要がある。

##### ④防災知識の普及啓発

○物資の支給までに時間を要する事態に備え、市民自らが必要な物資を備蓄するよう、防災知識の普及啓発を図る必要がある。

### 3-6 情報通信が輻輳・途絶する事態

#### 脆弱性評価結果

##### ①防災活動拠点等の強化

○通信インフラの麻痺・機能停止等により、情報通信が輻輳・途絶する事態に備え、防災活動の拠点となる各種施設（市役所、地区センター、消防署等）において、多様な通信手段を整備する必要がある（主にハード対策）。

○情報通信が輻輳・途絶する事態に備え、防災活動拠点等の各種施設（市役所・地区センター、消防署等）が、関係機関の保有する災害情報を共有できる体制を整備する必要がある（主にソフト対策）。

○市民が保有する通信機器が使用できない場合に備えて、関係機関と連携し、指定避難所に特設公衆電話の設置等を進める必要がある。

##### ②災害情報の共有と市民への適切な提供(外国人市民含む)

○情報通信が輻輳・途絶する事態に備え、防災関係機関との迅速かつ的確な情報の収集・伝達体制をあらかじめ確立しておく必要がある。

○情報通信が輻輳・途絶した状況においても、市民が迅速かつ的確な判断が行えるよう、多様な媒体による情報伝達手段の確保が必要である。

3-5 物資の輸送が長期間停止する事態											
行政機能/ 消防	住宅・都市	保健医療・ 福祉・ 子育て	情報通信	産業・農業	交通	土地利用	ライフライン	教育	環境・ エネルギー	地域づくり・ リスクコ ミュニケー ション	老朽化対策

推進方針											
<p><b>①道路ネットワークの整備・通行の確保</b></p> <p>○物資の輸送が長期間停止することを防ぐため、幹線道路ネットワークの整備とともに、主要な道路の無電柱化、路面下空洞調査の実施による対策、老朽化した橋梁の耐震化等を推進する。</p> <p>○災害時における道路ネットワークを確保するため、関係団体との協定締結など道路の機能を迅速に回復する体制を整備する。</p> <p><b>②防災活動拠点等の強化</b></p> <p>○物資を円滑に受け入れ供給するため、防災備蓄倉庫の設置及び機能強化を進め、備蓄物資の配置等を検討するとともに、物資集積地の整備や機能強化を進める。</p> <p>○他自治体や関係機関からの救援物資等を円滑に受け入れ、物資の集積・仕分け等を行うために必要な機能を備えた広域的な防災拠点の整備を進める。</p> <p><b>③物資の輸送体制</b></p> <p>○災害時における輸送に必要な車両、要員を確保するため、輸送業者等と協定を締結するなど、物資輸送体制の整備を進める。</p> <p><b>④防災知識の普及啓発</b></p> <p>○各家庭1人最低3日間分（推奨1週間分）の備蓄促進に向け、「越谷市総合防災ガイドブック」等の普及啓発パンフレットの作成・配布、市広報紙やホームページへの掲載、出張講座、防災訓練等の機会を通じて普及啓発に努める。</p>											

3-6 情報通信が輻輳・途絶する事態											
行政機能/ 消防	住宅・都市	保健医療・ 福祉・ 子育て	情報通信	産業・農業	交通	土地利用	ライフライン	教育	環境・ エネルギー	地域づくり・ リスクコ ミュニケー ション	老朽化対策

推進方針											
<p><b>①防災活動拠点等の強化</b></p> <p>○防災活動の拠点となる各種施設（市役所、地区センター、消防署等）の情報通信の輻輳・途絶に備え、移動系防災行政無線の適切な維持管理に努めるとともに、新たな指定避難所等にも移動系防災行政無線等、複数の通信手段の整備を進める。</p> <p>○県やライフライン関係機関等との連絡手段の多重化を図り、情報連絡体制の強化を促進する。</p> <p>○指定避難所に市民が家族の安否確認等に使用できる特設公衆電話の設置を進めるなど、通信体制の整備を進める。</p> <p><b>②災害情報の共有と市民への適切な提供(外国人市民含む)</b></p> <p>○情報通信の輻輳・途絶時においても、市民への情報伝達を円滑に行うため、防災行政無線や広報車、Lアラートを活用したテレビのデータ放送、ラジオ等、多様な情報伝達手段の確保を図る。</p> <p>○市内の被害状況などを迅速かつ的確に集約・発信できる災害情報管理システムの更新など、情報収集・発信体制の強化に努める。</p> <p>○情報通信が輻輳・途絶する事態においても、市民が災害用伝言ダイヤル・伝言板等を活用できるよう、多様な安否確認方法について周知啓発に努める。</p>											

### 3-7 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態

#### 脆弱性評価結果

##### ①防災活動拠点等の強化

- 停電等により、情報収集手段が限定されることが想定され、情報の正確性が低下する事態に備え、防災活動の拠点となる各種施設（市役所、地区センター、消防署等）が正確な情報を収集できるよう、多様な通信手段を整備する必要がある。
- 情報の正確性の低下により、誤った情報が拡散する事態に備え、防災活動拠点等の各種施設（市役所、地区センター、消防署等）が、関係機関の保有する情報を迅速に共有できる体制を整備する必要がある。

##### ②災害情報の共有と市民への適切な提供(外国人市民含む)

- 誤った情報が拡散する事態に備え、防災関係機関との迅速かつ的確な情報の収集・伝達体制をあらかじめ確立しておく必要がある。
- 誤った情報が拡散することによる混乱の発生に対処するため、市民が迅速かつ的確な判断が行えるよう、正確な情報を多様な媒体で伝達する必要がある。

##### ③防災知識の普及啓発

- 誤った情報が拡散することによる混乱発生に備え、流言やデマ等の不確実な情報による影響や、正確な情報を収集・発信する重要性等についての普及啓発を図る必要がある。

3-7 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態

行政機能/ 消防	住宅・都市	保健医療・ 福祉・ 子育て	情報通信	産業・農業	交通	土地利用	ライフライン	教育	環境・ エネルギー	地域づくり・ リスクコ ミュニケー ション	老朽化対策
-------------	-------	---------------------	------	-------	----	------	--------	----	--------------	--------------------------------	-------

推進方針

①防災活動拠点等の強化

○正確な情報を迅速に収集・発信するため、防災活動の拠点となる各種施設（市役所、地区センター、消防署等）に配備している移動系防災行政無線の適切な維持管理に努めるとともに、新たな指定避難所等にも移動系防災行政無線等、複数の通信手段の整備を進める。

○県やライフライン関係機関等との情報連絡体制の強化により、正確な情報を収集する体制の整備を図る。

②災害情報の共有と市民への適切な提供(外国人市民含む)

○誤った情報が拡散する事態に対処するため、被害状況の実態を速やかに把握し、庁内及び防災関係機関等と共有するためのカメラやビデオカメラ、消防車両の動画伝送装置、無人航空機等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

○誤った情報が拡散する事態において、市民が正確な情報を収集できるよう、防災行政無線や市ホームページ、スマートフォンアプリ「防災こしがや」、越谷 City メール、SNS等、多様な情報伝達手段の確保を図る。

③防災知識の普及啓発

○市民が誤った情報の拡散による影響を理解し、正確な情報を収集・発信できるよう、「越谷市総合防災ガイドブック」等の普及啓発パンフレットの作成・配布、市広報紙やホームページへの掲載、出張講座、防災訓練等の機会を通じて普及啓発に努める。

(4) 事前に備える目標4 必要不可欠な行政機能を確保する

4-1 市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態

重点対策

脆弱性評価結果

①道路ネットワークの整備・通行の確保

○道路閉塞等が生じ、行政機能の低下や応急対応業務が遅延する事態に備え、緊急輸送道路等の幹線道路ネットワークの整備を進める必要がある。

②防災活動拠点等の強化

○防災活動拠点の機能が制限もしくは停止し、行政機能が低下する事態に備え、防災活動の拠点となる各種施設（市役所、地区センター、消防署等）について、機能継続に向けた設備や資機材の整備を進める必要がある。

③応急対応に必要な非常用電源等の確保

○電気・ガス等のエネルギーの供給が停止し、行政機能が低下する事態に備え、防災活動の拠点となる各種施設（市役所、地区センター、消防署等）において、非常用電源の確保を進める必要がある。

④行政機関の業務継続の確保

○公共施設が被災するなど、業務の遂行が制約された状況において、非常時優先業務をなるべく中断させず、また中断した場合でも早急に復旧するための取組をあらかじめ定めておく必要がある。

○行政機能を維持し、応急対応業務を円滑に実施するため、ICTの事前の備えにより、情報システムの機能を確保する必要がある。

⑤受援体制の確立

○行政機能が低下する中、膨大な応急対応業務が発生する事態に対処するため、他自治体や関係機関からの応援を円滑に受け入れられるよう、受援体制を整備する必要がある。

⑥災害情報の共有と市民への適切な提供(外国人市民含む)

○行政機能が低下した場合において、応急対応業務に対応するため、防災関係機関との迅速かつ的確な情報の収集・伝達体制をあらかじめ確立しておく必要がある。

○行政機能が低下した中でも、市民へ速やかに情報伝達できるよう、多様な媒体による伝達手段の確保が必要である。

⑦自助と共助による地域単位の防災力の向上

○行政機能が低下した中でも、市民が助け合って防災活動を実施できるよう、自主防災組織の充実や消防団員等の確保、実践的な訓練、必要な資機材の整備等、自主防災組織や消防団等の育成・強化を図り、救助・救急体制の強化により、地域防災力の向上を図る必要がある。

⑧自主救護体制の整備

○行政機能が低下した中でも、市民が自主的に救護活動を実施できるよう、止血やAED等の応急救護訓練を通じて応急救護能力を強化する必要がある。

4-1 市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態										重点対策	
行政機能/ 消防	住宅・都市	保健医療・ 福祉・ 子育て	情報通信	産業・農業	交通	土地利用	ライフライン	教育	環境・ エネルギー	地域づくり ・リスク ・コミュニ ケーション	老化対策

### 推進方針

#### ①道路ネットワークの整備・通行の確保

○行政機能の低下や応急対応業務の遅延を防ぐため、幹線道路ネットワークの整備とともに、狭あい道路の改修や主要な道路の無電柱化、路面下空洞調査の実施による対策等を推進する。

○行政機能が低下した場合においても、道路ネットワークを確保するため、関係団体と協定を締結するなど、道路の機能を迅速に回復する体制を整備する。

#### ②防災活動拠点等の強化

○行政機能が低下する中における応急対応行政需要の大量発生に備え、防災活動の拠点となる各種施設（市役所、地区センター、消防署等）については、災害時の機能継続も含め、越谷市公共施設等総合管理計画第1次アクションプランに基づき、計画的な更新・整備、機能強化を進める。

#### ③応急対応に必要な非常用電源等の確保

○長期間の停電等による行政機能の低下に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低3日間）の電力の使用が可能となるよう体制を整備する。

#### ④行政機関の業務継続の確保

○行政機能が低下した場合においても、適切に業務を行うため、業務継続計画（BCP）の見直しを進めるとともに、計画に基づく訓練の実施や、職員に対する意識啓発等を推進する。

○情報システムが稼働しないというリスクを減らすため、庁舎内にバックアップサーバを備えるとともに、自治体クラウドの導入やデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取組を推進する。

#### ⑤受援体制の確立

○行政機能が低下した場合に、外部からの応援を迅速かつ的確に受け入れるため、受援担当窓口や関係機関との連絡担当窓口の設定、必要な応援協定の締結など、受援計画に基づき受援体制の整備に努める。

#### ⑥災害情報の共有と市民への適切な提供（外国人市民含む）

○応急対応行政需要を速やかに把握し、庁内及び防災関係機関等と共有するため、多様な情報収集・伝達手段を確保し、共有できる体制を整備する。

○被害状況・市の対応状況等の情報提供を円滑に行うため、防災行政無線や市ホームページ、スマートフォンアプリ「防災こしがや」、越谷Cityメール、SNS等、多様な情報伝達手段の確保を図る。

#### ⑦自助と共助による地域単位の防災力の向上

○自主防災組織の育成・強化、消防団員の確保や消防団の資機材等の充実強化を進めるとともに、応急手当の普及促進、学校等における防災教育の推進など、地域全体の協力体制を推進する。

○市民が助け合って防災活動を実施できるよう、防災訓練に災害図上訓練や避難所開設・運営訓練等を取り入れ、住民参加型で地域の特性に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。

○自主防災組織が活動するうえで必要な防災資機材・備蓄物資の整備及び諸活動に係る支援を行う。

#### ⑧自主救護体制の整備

○避難所となる公共施設等にAEDを適切に設置するとともに、行政機能が低下した中でも、市民による自主的な応急救護活動が実施できるよう、応急手当講習会を実施する。

- (5) 事前に備える目標5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

### 5-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態

#### 脆弱性評価結果

##### ①備蓄物資の確保

○物資の輸送が途絶えた場合等においても、被災者に対して必要な食料や日用品、燃料等の物資を提供できるよう、備蓄物資を確保するなど、物資を共有できる体制を整備する必要がある。

##### ②物資の輸送体制

○鉄道や道路施設に被害が生じ、運行・通行までに長い期間を要するなど、物資を輸送できない事態が長期化する事態に備え、物資の調達・輸送体制を整備する必要がある。

##### ③災害情報の共有と市民への適切な提供(外国人市民含む)

○物資が大幅に不足する事態に備え、防災関係機関との迅速かつ的確な情報の収集・伝達体制をあらかじめ確立しておく必要がある。

○物資が大幅に不足した場合においても、市民が的確な判断が行えるよう、多様な媒体による伝達手段の確保が必要である。

##### ④防災活動拠点等の強化

○救援物資を円滑に受け入れるため、物資の集積・仕分け等を行う物資集積地や防災備蓄倉庫の適切な整備や管理、機能強化を進める必要がある。

○物資等が不足する事態において、他自治体や関係機関からの救援物資等を円滑に受け入れるため、必要な機能を備えた広域的な防災拠点を確保する必要がある。

##### ⑤防災知識の普及啓発

○物資が大量に不足する事態に備え、市民自らが必要な食料や日用品等の物資を備蓄できるよう、防災知識の普及啓発を図る必要がある。

##### ⑥自助と共助による地域単位の防災力の向上

○物資が大幅に不足した場合においても、食料等を含めた防災資器材等の購入などの自主防災組織の活動を支援し、地域防災力の向上を図る必要がある。

##### ⑦道路ネットワークの整備・通行の確保

○物資輸送を担う緊急輸送道路等の機能が確保されるよう、計画的な道路整備を進めるとともに、狭あい道路の改善や無電柱化による災害リスクの低減、橋りょうの耐震化等の公共構造物の安全性の向上等を図る必要がある。



5-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態

行政機能/ 消防	住宅・都市	保健医療・ 福祉・ 子育て	情報通信	産業・農業	交通	土地利用	ライフライン	教育	環境・ エネルギー	地域づくり ・リスク コミュニケーション	高齢化対策
-------------	-------	---------------------	------	-------	----	------	--------	----	--------------	----------------------------	-------

推進方針

①備蓄物資の確保

- 食料や日用品等の物資については、防災備蓄倉庫等への備蓄や民間事業者との協定に基づく供給体制の整備など、物資の確保に努める。
- 越谷・松伏水道企業団や市民との協働により、避難場所・避難所を中心とする市内 22 か所に整備している耐震性飲料用貯水槽等を活用した応急給水体制を整備する。
- 越谷・松伏水道企業団と連携し、給水拠点の整備や応急給水資機材の備蓄、災害時における輸送方法等を定めた応急給水資機材の備蓄・調達計画を更新する。

②物資の輸送体制

- 物資が大幅に不足した場合に備え、物資の輸送に必要な車両、要員を確保するため、輸送業者等と協定を締結するなど、物資の輸送体制の整備を進める。

③災害情報の共有と市民への適切な提供(外国人市民含む)

- 物資の不足に関する情報を速やかに把握し、庁内及び防災関係機関等と共有するため、多様な情報収集・伝達手段を確保し、共有できる体制を整備する。
- 物資の不足に関する情報について、市民への情報伝達を円滑に行うため、防災行政無線や市ホームページ、スマートフォンアプリ「防災こしがや」、越谷 City メール、SNS 等、多様な情報伝達手段の確保を図る。

④防災活動拠点等の強化

- 円滑な物資供給を行うため、防災備蓄倉庫の設置及び機能強化を進め、備蓄物資の配置等を検討するとともに、物資集積地の整備や機能強化を進める。
- 物資等が不足する事態において、他自治体や関係機関からの救援物資等を円滑に受け入れるため、必要な機能を備えた広域的な防災拠点の整備を進める。

⑤防災知識の普及啓発

- 各家庭における 1 人最低 3 日間分(推奨 1 週間分)の備蓄の促進を図るため、「越谷市総合防災ガイドブック」等の普及啓発パンフレットの作成・配布、市広報紙やホームページへの掲載、出張講座、防災訓練等の機会を通じて普及啓発に努める。

⑥自助と共助による地域単位の防災力の向上

- 自主防災組織が設立されている組織に対し、食料を含めた自主防災組織の活動に必要な防災資器材等の購入費用について補助を行い、整備促進を支援する。

⑦道路ネットワークの整備・通行の確保

- 物資の輸送を円滑に行うため、幹線道路ネットワークの整備とともに、狭あい道路の改修や主要な道路の無電柱化、路面下空洞調査の実施による対策、老朽化した橋りょうの耐震化等を推進する。
- 物資の輸送を円滑に行うため、関係団体との協定を締結するなど、物資の輸送を円滑に実施する体制を整備する。

## 5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態

### 脆弱性評価結果

#### ①関係機関による電気・ガス等のエネルギー供給の強化に関する対策促進

- 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態に備え、防災活動拠点施設における非常用電源の確保について進めるとともに、再生可能エネルギーの利用など環境負荷にも配慮した施設整備を行うことに留意する必要がある。
- 再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する必要がある。
- 応急対策活動に実施するために必要となる燃料の確保について、事業者の協力が得られる体制を確立しておく必要がある。

#### ②防災知識の普及啓発

- 電気・ガス等の供給までに時間を要する事態に備え、市民が必要な電源や燃料等を確保できるよう、防災知識の普及啓発を図る必要がある。

## 5-3 取水停止等により、給水停止が長期化する事態

### 脆弱性評価結果

#### ①安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化

- 災害により水道施設が破損し、水道水の供給が途絶しないよう、主要な水道管や老朽化している水道管等の更新、耐震化を実施する必要がある。

#### ②水の供給体制の確保

- 被災者に対して必要な飲料水等の物資を提供できるよう、備蓄物資を確保する体制の整備を図る必要がある。

#### ③防災知識の普及啓発

- 飲料水の供給までに時間を要する事態に備え、市民自らが必要な飲料水等を備蓄するよう、防災知識の普及啓発を図る必要がある。

5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態

行政機能/ 消防	住宅・都市	保健医療・ 福祉・ 子育て	情報通信	産業・農業	交通	土地利用	ライフライン	教育	環境・ エネルギー	地域づくり ・リスク コミュニケーション	高齢化対策
-------------	-------	---------------------	------	-------	----	------	--------	----	--------------	----------------------------	-------

推進方針

①関係機関による電気・ガス等のエネルギー供給の強化に関する対策促進

- 電気・ガス等のライフラインの迅速な復旧に向け、関係機関との情報収集・連絡体制の明確化、速やかな復旧に向けた連携を行い、早期復旧を図る。
- 大規模災害による長期間の停電や屋外の活動に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。
- 再生可能エネルギーや蓄電池、電動車（EV・PHV）等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。
- 民間の燃料供給事業者との協定締結により、燃料の調達体制を構築する。

②防災知識の普及啓発

- 市民による電源や燃料等の確保に向け、「越谷市総合防災ガイドブック」等の普及啓発パンフレットの作成・配布、市広報紙やホームページへの掲載、出張講座、防災訓練等の機会を通じて普及啓発に努める。

5-3 取水停止等により、給水停止が長期化する事態

行政機能/ 消防	住宅・都市	保健医療・ 福祉・ 子育て	情報通信	産業・農業	交通	土地利用	ライフライン	教育	環境・ エネルギー	地域づくり ・リスク コミュニケーション	高齢化対策
-------------	-------	---------------------	------	-------	----	------	--------	----	--------------	----------------------------	-------

推進方針

①安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化

- 越谷・松伏水道企業団と連携を図り、水道施設の耐震化を推進する。
- 越谷・松伏水道企業団や市民との協働により、避難場所・避難所を中心とする市内 22か所に整備している耐震性飲料用貯水槽等を活用した応急給水体制を整備する。
- 越谷・松伏水道企業団と連携し、給水拠点の整備や応急給水資機材の備蓄、災害時における輸送方法等を定めた応急給水資機材の備蓄・調達計画を更新する。

②水の供給体制の確保

- 民間事業者との協定締結により、飲料水等の供給体制を構築する。

③防災知識の普及啓発

- 市民による飲料水等の備蓄促進に向け、「越谷市総合防災ガイドブック」等の普及啓発パンフレットの作成・配布、市広報紙やホームページへの掲載、出張講座、防災訓練等の機会を通じて普及啓発に努める。

#### 5-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態

##### 脆弱性評価結果

###### ①市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化

○災害時においても下水道施設が適切に機能するよう、下水道施設の地震対策・浸水対策を進めるとともに、老朽化した管渠、ポンプ場等について、適切に管理・更新していく必要がある。

###### ②備蓄物資の確保等の推進

○下水道が停止し、トイレが使用できなくなるおそれがあることから、災害用トイレを備蓄等により確保する必要がある。

#### 5-5 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態

##### 脆弱性評価結果

###### ①避難所の公衆衛生と生活の質の確保

○高齢者や障がい者、妊産婦、外国人等への配慮やペット同行避難者の受入れ及び支援などの体制整備の必要がある。

○避難所となる施設等において、衛生用品、仮設トイレ、間仕切り等の資機材を整備するとともに、感染症対策を踏まえた避難所運営を行う必要がある。

○被災によりエネルギーを供給する電気・ガス等が停止する事態に備え、避難所における非常用電源の確保を進める必要がある。

○避難所生活に配慮が必要な高齢者や障がい者等のための福祉避難所の確保の必要がある。

###### ②自助と共助による地域単位の防災力の向上

○避難所運営にあたっては、自主防災組織や自治会等を中心とした避難所運営協議会を設置し、自主的な避難所運営ができるよう、体制を整備する必要がある。

###### ③防災知識の普及啓発

○円滑な避難所運営ができるよう、防災知識の普及啓発を図り、地域防災活動への参加を促す必要がある。

5-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態

行政機能/ 消防	住宅・都市	保健医療・ 福祉・ 子育て	情報通信	産業・農業	交通	土地利用	ライフライン	教育	環境・ エネルギー	地域づくり ・リスク コミュニケーション	老朽化対策
-------------	-------	---------------------	------	-------	----	------	--------	----	--------------	----------------------------	-------

推進方針

- ①市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化
  - 下水道施設の機能維持を図り、汚水処理を適切に行うため、ストックマネジメント計画に基づく老朽化した施設の改修、更新を計画的に進める。
  - 汚水処理を適切に行うため、越谷市下水道総合地震対策計画に基づき、計画的に施設の耐震化、マンホールの浮上防止対策を進める。
- ②備蓄物資の確保等の推進
  - 災害用トイレ等の備蓄の拡充を進めるとともに、民間事業者等へ供給要請できる体制を整備する。
  - 災害用トイレを含むし尿の回収の収集・運搬・処理を継続して実施できるよう整備する。

5-5 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態

行政機能/ 消防	住宅・都市	保健医療・ 福祉・ 子育て	情報通信	産業・農業	交通	土地利用	ライフライン	教育	環境・ エネルギー	地域づくり ・リスク コミュニケーション	老朽化対策
-------------	-------	---------------------	------	-------	----	------	--------	----	--------------	----------------------------	-------

推進方針

- ①避難所の公衆衛生と生活の質の確保
  - 高齢者や障がい者、妊産婦、外国人等への配慮やペット同行避難者の受入れ及び支援などへの理解を深めるとともに、関係機関等の連携による体制整備を進める。
  - 外国人への相談にも対応するため、通訳翻訳ボランティアの配置又は関係団体の協力を得て、多言語で情報提供を行う活動をコーディネートする災害多言語支援センター等の設置を行う。
  - 避難所の運営組織には複数の女性の参画を図り、運営に際して女性の意見を積極的に反映することで、男女のニーズに配慮した避難所運営を行えるよう努める。
  - 避難所の生活環境を維持・向上させるため、資機材の計画的な備蓄を推進するとともに、感染症の発生のおそれがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民がためらうことなく避難できるよう、対策を実施する。
  - 大規模災害による長期間の停電や屋外の活動に備え、避難所等において商用電源以外の電源の確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。
  - 要配慮者を受け入れるための設備等を備えた福祉避難所を確保するとともに、通常の避難所において要配慮者を収容する場合は、要配慮者の利用に配慮した措置を講じる。
- ②自助と共助による地域単位の防災力の向上
  - 自主防災組織や自治会等を中心とした避難所運営協議会を設置し、自主的な避難所運営ができるよう、各避難所の実情に応じたマニュアルの整備や避難所開設キットの作成、消防団等と連携した避難所開設・運営訓練を実施する。
- ③防災知識の普及啓発
  - 様々な視点による避難所運営体制について、「越谷市総合防災ガイドブック」等の普及啓発パンフレットの作成・配布、市広報紙やホームページへの掲載、出張講座、防災訓練等の機会を通じて普及啓発に努める。

(6) 事前に備える目標6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する

6-1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態

脆弱性評価結果

①平常時からの農業生産の確保

○農業用施設の損壊等により生産が継続できなくなり、農業生産力が大幅に低下する事態に備え、農業生産基盤の計画的な整備や既存施設の適切な維持・管理を進める必要がある。

②産業機能の維持、産業を担う人材の育成・確保

○生産設備の破損や物流機能の低下により、企業の事業継続が困難となる事態に備え、業務継続計画（BCP）の策定を推進する必要がある。

③道路ネットワークの整備・通行の確保

○農業・産業に係る道路ネットワークの機能が確保されるよう、計画的な道路整備を進めるとともに、狭あい道路の改善に努める必要がある。

○電柱倒壊による災害リスクを低減させるため、無電柱化を進める必要がある。

○落橋等による被害防止のため、橋りょうの耐震化等、更なる公共構造物の安全性向上を推進する必要がある。

④有害物質等の流出対策の確実な実施

○市内には、危険物貯蔵所、取扱所、製造所が立地しており、これらの危険物等関連施設を取り扱う事業者に対し、流出防止に向けた適正な維持管理の助言・指導を行い、事業継続を支援する必要がある。

○有害物質等の流出を防ぐため、取扱い事業者に対し、立入検査等による指導等を行い、事業継続を支援する必要がある。

○危険物等の流出や放射線関係事故等が発生した場合に備えて、大気、水質、放射線量等の測定体制を整備し、事業継続を支援する必要がある。

6-1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態

行政機能/ 消防	住宅・都市	保健医療・ 福祉・ 子育て	情報通信	産業・農業	交通	土地利用	ライフライン	教育	環境・ エネルギー	地域づくり ・リスク ・ミ ・コ ・ネ ・シ ・ョ ン	老朽化対策
-------------	-------	---------------------	------	-------	----	------	--------	----	--------------	--	-------

推進方針

①平常時からの農業生産の確保

- 災害時においても農業生産基盤を維持・継続するため、計画的な整備や既存施設の適切な維持・管理を進める。
- 農業従事者の高齢化が進み、担い手の不足が深刻化することが懸念されることから、研修事業の更なる充実など、多様な手法により担い手の確保・育成に努める。

②産業機能の維持、産業を担う人材の育成・確保

- 事業継続力強化の取組として、防災・減災対策の普及を促進するため、越谷商工会議所と連携して、業務継続計画（BCP）の策定を推進する。
- 災害時には中小企業等の事業再建のため、県及び国と連携した支援事業についての相談体制を構築する。

③道路ネットワークの整備・通行の確保

- 農業・産業に係る幹線道路ネットワークの整備とともに、狭あい道路の改修や主要な道路の無電柱化、路面下空洞調査の実施による対策、老朽化した橋りょうの耐震化等を推進する。
- 農業・産業に係る道路ネットワークの機能を確保するため、関係団体との協定締結など道路の機能を迅速に回復する体制を整備する。

④有害物質等の流出対策の確実な実施

- 危険物等関連施設を取り扱う事業者に対し、事故発生を未然に防ぐための管理、適切な施設の管理、万一の流出・漏えいが最小限となるような応急措置を講ずる体制を構築するよう助言・指導等を行い、事業継続の支援を行う。
- 有害物質等の取扱い事業者等に対し、必要に応じ立入調査や改善指導を実施し、有害物質等の流出の抑制を図り、事業継続の支援を行う。
- 事業者からの報告値集計による化学物質の排出量・取扱量を把握し、公表することにより、化学物質の適正管理を促進する。
- 危険物・有害物質等が流出した場合に、大気、水質、放射線量等を速やかに測定できる体制を構築し、業務継続の支援を行う。

(7) 事前に備える目標7 二次災害を発生させない

7-1 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態

脆弱性評価結果

①消火力等の発揮による被害の発生抑制・軽減

○大規模延焼により被害が拡大する事態に対処するため、消防・救急車両及び各種消防・救急活動用資機材等の計画的な更新・整備、通信指令体制の強化に努めるとともに教育訓練の充実等を進める必要がある。

○大規模延焼発生時の消火活動に必要な水利を確保するため、耐震性防火用貯水槽及び防火水槽を整備するとともに、耐震化等を進める必要がある。

②受援体制の確立

○大規模延焼により被害が拡大する事態において、関係機関による支援活動が早期に実施できるよう、関係機関との連携に向けた受援体制を整備する必要がある。

③防災活動拠点等の強化

○大規模延焼により防災活動拠点の機能が制限もしくは停止してしまう事態に備え、防災活動の拠点となる各種施設（市役所、地区センター、消防署等）について、機能継続に向けた設備や資機材の整備を進める必要がある。

○大規模延焼により被害が拡大する事態に備え、他自治体や関係機関からの応援等を円滑に受け入れるために必要な機能を備えた広域的な防災拠点を確保する必要がある。

④計画的な基盤整備と土地利用の誘導・オープンスペースの確保

○未整備の道路・橋梁や公園、建築物などの公共施設において被害が生じ、延焼の拡大や救助の遅れ等により被害が拡大する事態に備え、市街地開発事業等を計画的に推進し、緊急通行車両走行の妨げとなる狭あい道路の拡幅や火災延焼防止のためのオープンスペースを確保する必要がある。

○大規模延焼により被害が拡大する事態を防ぐため、土地利用の適正化や市街地整備、不燃化促進、火災延焼防止のためのオープンスペースの確保等を進める必要がある。

⑤自助と共助による地域単位の防災力の向上

○大規模延焼が生じる事態に備え、自主防災組織の充実や消防団員等の確保、実践的な訓練、必要な資機材の整備等、自主防災組織や消防団等の育成・強化を図り、地域防災力の向上を図る必要がある。

⑥道路ネットワークの整備・通行の確保

○大規模延焼により、大量に発生した災害廃棄物の撤去・輸送に支障が生じる事態に備え、緊急輸送道路等の幹線道路ネットワークの整備を進める必要がある。



## 7-1 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態

行政機能/ 消防	住宅・都市	保健医療・ 福祉・ 子育て	情報通信	産業・農業	交通	土地利用	ライフライン	教育	環境・ エネルギー	地域づくり ・ リスクコ ミュニケー ション	老朽化対策
-------------	-------	---------------------	------	-------	----	------	--------	----	--------------	------------------------------------	-------

## 推進方針

## ①消火力等の発揮による被害の発生抑制・軽減

○消防・救急車両及び各種消防・救助・救急活動用資機材等の計画的な更新・整備、通信指令体制の強化、耐震性防火用貯水槽及び防火水槽の耐震化を踏まえた消防水利等の確保に努めるとともに、あらゆる災害に対応できる人材育成のための教育訓練を充実させ、消火力の強化を図る。

## ②受援体制の確立

○火災延焼拡大等により被害が拡大する事態において、関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、受援窓口の設定や必要な応援協定の締結、関係機関との連絡窓口の設定など、受援計画に基づく受援体制の構築に努める。

## ③防災活動拠点等の強化

○火災延焼時の防災活動の拠点となる各種施設（市役所、地区センター、消防署等）については、越谷市公共施設等総合管理計画第1次アクションプランに基づき、計画的な更新・整備、機能強化を進める。

○大規模延焼発生時に、地域住民の避難先や救援活動の拠点となる施設の整備、機能強化を進める。

○火災延焼拡大等により被害が拡大する事態において、他自治体や関係機関からの応援等を円滑に受け入れるため、必要な機能を備えた広域的な防災拠点の整備を進める。

## ④計画的な基盤整備と土地利用の誘導・オープンスペースの確保

○多くの人が集まる駅周辺や建築物が密集した地域については、大規模延焼による被害の軽減を図るため、生活道路やオープンスペースの確保、防火地域・準防火地域の指定等により、燃えにくい・燃え広がりにくいまちづくりに努める。

○道路や公園などの公共施設が未整備な地区、特に狭あい道路が多い旧市街地等については、居住環境の改善と円滑な救助等が可能な環境が両立できるよう、地区の特性にあった整備手法を検討し、推進する。

○市街地開発事業等による計画的な基盤整備と適正な土地利用の誘導を図り、大規模延焼の発生を抑止する。

## ⑤自助と共助による地域単位の防災力の向上

○自主防災組織の育成・強化、消防団員の確保や消防団の資機材等の充実強化を進めるとともに、応急手当の普及促進、学校等における防災教育の推進など、地域全体の協力体制を推進する。

## ⑥道路ネットワークの整備・通行の確保

○火災延焼時の消火等の円滑化や避難路を確保する観点から、幹線道路ネットワークの整備とともに、狭あい道路の改修や主要な道路の無電柱化、路面下空洞調査の実施による対策、老朽化した橋りょうの耐震化等を推進する。

○災害時における道路ネットワークを確保するため、関係団体との協定締結など道路の機能を迅速に回復する体制を整備する。

## 7-2 洪水抑制機能が大幅に低下する事態

### 脆弱性評価結果

#### ①治水施設の整備・減災に向けた取組の強化

- 頻発・激甚化する浸水被害に対し、河川流域全体で洪水抑制機能を強化するなど、浸水被害の軽減に向けて取り組む必要がある。
- 災害による治水施設等（河川堤防、排水機場等）への被害を未然に防止し、また浸水被害発生時の避難時間をより長く確保するため、治水施設の整備を進め、洪水抑制機能の強化を図る必要がある。

#### ②市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化

- 下水施設の災害対応力強化を進める必要がある。特に、過去内水被害の実績がある地域等については、優先的に施設整備を進める必要がある。
- 災害時においても下水道施設が適切に機能するよう、下水道施設の浸水対策を進めるとともに、老朽化した管渠、ポンプ場等について、適切に管理・更新していく必要がある。

#### ③災害情報の共有と市民への適切な提供(外国人市民含む)

- 災害時における治水施設等の状況について、防災関係機関との迅速かつ的確な情報の収集・伝達体制をあらかじめ確立しておく必要がある。
- 浸水被害発生時に市民が迅速かつ的確な判断が行えるよう、多様な媒体による伝達手段の確保が必要である。

## 7-3 危険物・有害物質等が流出する事態

### 脆弱性評価結果

#### ①危険物等の流出対策の確実な実施

- 市内には、危険物貯蔵所、取扱所、製造所が立地しており、これらの危険物等関連施設を取り扱う事業者に対し、流出防止に向けた適正な維持管理の助言・指導を行う必要がある。
- 有害物質等の流出を防ぐため、取扱い事業者に対し、立入検査等による指導等を行う必要がある。
- 危険物等の流出や放射線関係事故等が発生した場合に備えて、大気、水質、放射線量等の測定体制を整備する必要がある。

#### ②災害情報の共有と市民への適切な提供(外国人市民含む)

- 危険物等が流出した際に、防災関係機関との迅速かつ的確な情報の収集・伝達体制をあらかじめ確立しておく必要がある。
- 市民へ速やかに情報伝達できるよう、多様な媒体による伝達手段の確保が必要である。

7-2 洪水抑制機能が大幅に低下する事態

行政機能/ 消防	住宅・都市	保健医療・ 福祉・ 子育て	情報通信	産業・農業	交通	土地利用	ライフライン	教育	環境・ エネルギー	地域づくり ・リスクコ ミュニケー ション	高齢化対策
-------------	-------	---------------------	------	-------	----	------	--------	----	--------------	--------------------------------	-------

推進方針

①治水施設の整備・減災に向けた取組の強化

- 河川流域全体で洪水抑制機能を強化するため、あらゆる関係者が協働して浸水被害を軽減させる「流域治水」の対策の一つである河川への流出を抑制する雨水貯留浸透施設の整備を推進する。
- 洪水抑制機能の低下による浸水被害の軽減を図るため、準用河川や普通河川といった市管理河川の整備、排水機場やポンプ場等の整備・改修を計画的に実施するとともに、国・県管理河川の河川施設の整備を進め、洪水抑制機能の強化を促進する。
- 災害時における河川や道路冠水の状況等の情報収集体制の整備を推進する。

②市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化

- 災害時における下水道機能の確保や被害軽減を図るため、下水道施設の整備を計画的に進める。土地利用の変化や低い土地形状などに伴い浸水被害が発生している地域では、雨水管渠を整備するほか、貯留施設などの整備を検討する。
- 下水道施設の洪水抑制機能の維持を図るため、ストックマネジメント計画に基づく老朽化した施設の改修、更新を計画的に進める。
- 洪水抑制機能を強化するため、雨水排水ポンプの増強を行うとともに、市街地等での浸水被害を軽減させる治水対策を推進する。

③災害情報の共有と市民への適切な提供(外国人市民含む)

- 治水施設等の被害状況の実態を速やかに把握し、庁内及び防災関係機関等と共有するため、カメラやビデオカメラ、消防車両の動画伝送装置、無人航空機等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。
- 治水施設等被災時の市民への情報伝達を円滑に行うため、防災行政無線や市ホームページ、スマートフォンアプリ「防災こしがや」、越谷 City メール、SNS等、多様な情報伝達手段の確保を図る。

7-3 危険物・有害物質等が流出する事態

行政機能/ 消防	住宅・都市	保健医療・ 福祉・ 子育て	情報通信	産業・農業	交通	土地利用	ライフライン	教育	環境・ エネルギー	地域づくり ・リスクコ ミュニケー ション	高齢化対策
-------------	-------	---------------------	------	-------	----	------	--------	----	--------------	--------------------------------	-------

推進方針

①危険物等の流出対策の確実な実施

- 危険物等関連施設を取り扱う事業者に対し、事故発生を未然に防ぐための管理、適切な施設の管理、万一の流出・漏えいが最小限となるような応急措置を講ずる体制を構築するよう助言・指導を行う。
- 有害物質等の取扱い事業者等に対し、必要に応じ立入調査や改善指導を実施し、有害物質等の流出の抑制を図るよう助言・指導を行う。
- 事業者からの報告値集計による化学物質の排出量・取扱量を把握し、公表することにより、化学物質の適正管理を促進するよう助言・指導を行う。
- 危険物・有害物質等が流出した場合に、大気、水質、放射線量等を速やかに測定できる体制を構築するよう助言・指導を行う。

②災害情報の共有と市民への適切な提供(外国人市民含む)

- 危険物等の流出による被害状況の実態を速やかに把握し、庁内及び防災関係機関等と共有するため、カメラやビデオカメラ、消防車両の動画伝送装置、無人航空機等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。
- 危険物等流出時の市民への情報伝達を円滑に行うため、防災行政無線や市ホームページ、スマートフォンアプリ「防災こしがや」、越谷 City メール、SNS等、多様な情報伝達手段の確保を図る。

- (8) 事前に備える目標 8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

#### 8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態

##### 脆弱性評価結果

###### ①災害廃棄物の適正処理の推進

- 災害発生時に円滑な災害廃棄物処理を行うため、廃棄物処理体制を整える必要がある。
- 災害廃棄物の発生量又はその見込み量等に応じて、候補地の選定や維持管理の体制整備、人員確保のための体制整備等を進める必要がある。
- 被災した建築物の解体及びがれきの撤去等について、他自治体や民間事業者との協定締結など、災害廃棄物処理体制を整備する必要がある。

###### ②道路ネットワークの整備・通行の確保

- 災害廃棄物の搬出入に伴い、道路の被災や著しい交通渋滞による廃棄物処理の停滞が発生する事態に備え、緊急輸送道路等の特にネットワークの確保が必要な道路や沿道施設等の整備を進める必要がある。

8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態											
行政機能/ 消防	住宅・都市	保健医療・ 福祉・ 子育て	情報通信	産業・農業	交通	土地利用	ライフライン	教育	環境・ エネルギー	地域づくり・ リスクコ ミュニケー ション	老化対策

推進方針										
<p><b>①災害廃棄物の適正処理の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時においても廃棄物処理施設の機能が維持できるよう、必要な修繕・維持管理を適切に行うとともに、災害廃棄物処理計画等の見直しを行うなど、廃棄物処理体制の充実と強化を図る。</li> <li>○災害廃棄物の仮置場として利用可能なオープンスペースを把握し、発生量又はその見込み量等に応じて、仮置場の候補地の選定を推進するとともに、管理・運営するために必要となる資器材・人員の確保体制を整備する。</li> <li>○大規模災害の発生時には、情報収集・連絡等が迅速かつ的確に行われるよう、関係行政機関、業界団体等との緊密な情報連絡体制を整える。</li> <li>○東埼玉資源環境組合を構成する5市1町との連携及び相互支援体制を強化することにより、災害廃棄物等の迅速な処理体制及び支援体制を構築する。</li> <li>○災害廃棄物等の処理を迅速かつ円滑に対応できるよう、埼玉県清掃行政研究協議会とその会員である県、他自治体及び関係一部事務組合との協定を活用した相互支援体制の強化を図るとともに、民間事業者との協力体制を構築する。</li> <li>○大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会の活動を通して、国・県及び他自治体との災害廃棄物処理に係る情報共有や広域連携を図る。</li> <li>○災害発生時は、災害廃棄物の速やかな処理が必要となることから、適正なごみの出し方や分別方法について、市民・事業者への普及啓発を推進する。</li> </ul> <p><b>②道路ネットワークの整備・通行の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生時において、緊急輸送道路等を連結し、そのネットワーク化を図るとともに、災害時の応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復する体制を整備する。</li> </ul>										

## 8-2 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

### 脆弱性評価結果

#### ①復旧・復興体制の整備

○基盤インフラの被災、復旧に時間がかかることにより、他のインフラ等の復旧を含め、復旧・復興が遅れる事態に備えて、復興事前準備の取組を進めておく必要がある。

#### ②復旧・復興を支える人材の確保

○災害時の復旧・復興に関する人材不足に備え、復旧・復興に必要な地域のまちづくりを担う人材確保の必要がある。

○ボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアとのネットワークの構築やボランティアの育成、受入体制の整備を進める必要がある。

#### ③受援体制の確立

○関係機関による復旧・復興に係る支援活動が早期に実施できるよう、関係機関との連携に向けた受援体制を整備する必要がある。

○他自治体や関係機関の復旧・復興に係る応援要員等を円滑に受け入れるため、必要な機能を備えた広域的な防災拠点を確認する必要がある。

#### ④道路ネットワークの整備・通行の確保

○緊急輸送道路等の機能が確保されるよう、計画的な道路整備を進めるとともに、緊急輸送道路等の幹線道路ネットワークの整備を進める必要がある。

○電柱倒壊による災害リスクを低減させるため、無電柱化を進める必要がある。

○落橋等による被害防止のため、橋りょうの耐震化等、更なる公共構造物の安全性向上を推進する必要がある。

8-2 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態											
行政機能/ 消防	住宅・都市	保健医療・ 福祉・ 子育て	情報通信	産業・農業	交通	土地利用	ライフライン	教育	環境・ エネルギー	地域づくり・ リスクコ ミュニケー ション	老朽化対策

推進方針										
<p><b>①復旧・復興体制の整備</b></p> <p>○災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、将来を見据えたまちづくりを進めるため、震災復興計画を策定するとともに、様々な施策に着手する体制づくりを推進する。</p> <p><b>②復旧・復興を支える人材の確保</b></p> <p>○災害時の復旧・復興に関する人材不足に備え、市民活動団体等とのネットワークを構築するとともに、地域のまちづくりを担う人材育成を進める。</p> <p>○災害時におけるボランティアの受入れ等を円滑に実施するため、越谷市社会福祉協議会ボランティアセンター、県、県災害ボランティア支援センターとの連携体制を整備する。</p> <p><b>③受援体制の確立</b></p> <p>○関係機関に対する復旧・復興に係る応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、受援窓口の設定や必要な応援協定の締結、関係機関との連絡窓口の設定など、受援計画に基づく受援体制の構築に努める。</p> <p>○他自治体や関係機関の復旧・復興に係る応援要員等を円滑に受け入れるため、必要な機能を備えた広域的な防災拠点の整備を進める。</p> <p><b>④道路ネットワークの整備・通行の確保</b></p> <p>○幹線道路ネットワークの整備とともに、狭あい道路の改修や主要な道路の無電柱化、路面下空洞調査の実施による対策、老朽化した橋りょうの耐震化等を推進する。</p> <p>○災害時における道路ネットワークを確保するため、関係団体との協定締結など道路の機能を迅速に回復する体制を整備する。</p>										

### 8-3 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態

#### 脆弱性評価結果

##### ①計画的な土地利用と地籍調査の推進

○災害発生後の円滑な復旧・復興を確保するため、地籍調査等により土地境界等を明確にしておく必要がある。

##### ②空き家等対策の促進

○災害発生後、管理不全な状態で放置され、復興の妨げになるような空き家に対し、適正管理などの対策を推進する必要がある。

##### ③マンションの適正管理等の促進

○被災したマンションの復旧が円滑に行われるよう、マンションの管理状況等の把握や適性管理に関する情報提供、専門家の派遣等により、マンションの適正管理を促進する必要がある。

### 8-4 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態

#### 脆弱性評価結果

##### ①平常時からの農業生産の確保

○災害をきっかけとした耕作放棄地等の発生を防ぐため、農業生産基盤の計画的な整備や既存施設の適切な維持・管理を進める必要がある。



8-3 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態

行政機能/ 消防	住宅・都市	保健医療・ 福祉・ 子育て	情報通信	産業・農業	交通	土地利用	ライフライン	教育	環境・ エネルギー	地域づくり・ リスクコ ミュニケー ション	高齢化対策
-------------	-------	---------------------	------	-------	----	------	--------	----	--------------	--------------------------------	-------

推進方針

①計画的な土地利用と地籍調査の推進

○災害発生後の円滑な復旧・復興を迅速に行うため、土地境界を明確にする地籍調査の更なる進捗を図る。

②空き家等対策の促進

○災害発生後、越谷市空き家等対策計画に基づき、管理不全な状態の空き家の適正管理の促進、発生の予防・抑制、活用・流通の促進など、空き家等対策を促進する。

③マンションの適正管理等の促進

○被災したマンションの復旧が円滑に行われるよう、分譲マンション登録制度等による管理状況等の把握や適正管理に関する情報提供に努めるとともに、専門知識を有するマンション管理士等との連携による相談やマンション管理士派遣制度の利用推進により、マンションの適正な管理を促進する。

8-4 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態

行政機能/ 消防	住宅・都市	保健医療・ 福祉・ 子育て	情報通信	産業・農業	交通	土地利用	ライフライン	教育	環境・ エネルギー	地域づくり・ リスクコ ミュニケー ション	高齢化対策
-------------	-------	---------------------	------	-------	----	------	--------	----	--------------	--------------------------------	-------

推進方針

①平常時からの農業生産の確保

○農業委員・農地利用最適化推進委員による農地パトロールの実施など、関係機関と連携し、耕作放棄地の発生防止に努める。

○災害後も農業生産基盤を維持・継続するため、計画的な整備や既存施設の適切な維持・管理を進める。

○農業従事者の高齢化が進み、担い手の不足による耕作放棄地の拡大が深刻化することが懸念されることから、研修事業の更なる充実など、多様な手法により担い手の確保・育成に努める。

## 8-5 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態

### 脆弱性評価結果

#### ①治水施設の整備・減災に向けた取組の強化

- 広域かつ長期的な浸水被害に対し、河川流域全体で被害の軽減に向けて取り組む必要がある。
- 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態において、治水施設等（河川堤防、排水機場等）への被害を未然に防止し、また浸水被害発生時の避難時間をより長く確保するため、治水施設の整備を進める必要がある。

#### ②市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化

- 広域かつ長期的な浸水被害を軽減するため、下水施設の災害対応力強化を進める必要がある。特に、過去内水被害の実績がある地域等については、優先的に施設整備を進める必要がある。

## 8-6 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

### 脆弱性評価結果

#### ①復旧工事を担う人材の確保

- 災害発生時に復旧工事を担う人材不足に備え、関係団体との協定締結等を通じた連携体制の確保を進める必要がある。
- 災害発生後の労働環境の悪化により、労働力が低下し、必要な復旧工事が大幅に遅れる事態に備え、企業の業務継続計画（BCP）の策定を推進する必要がある。
- 被災家屋の片づけ等を支援するボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアとのネットワークの構築やボランティアの育成、受入体制の整備を進める必要がある。

8-5 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態

行政機能/ 消防	住宅・都市	保健医療・ 福祉・ 子育て	情報通信	産業・農業	交通	土地利用	ライフライン	教育	環境・ エネルギー	地域づくり ・リスク コミュニケーション	老朽化対策
-------------	-------	---------------------	------	-------	----	------	--------	----	--------------	----------------------------	-------

推進方針

①治水施設の整備・減災に向けた取組の強化

○広域かつ長期的な浸水被害に対して、河川流域全体のあらゆる関係者が協働して浸水被害を軽減させる「流域治水」の対策の一つである河川への流出を抑制する雨水貯留浸透施設の整備を推進する。

○広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態において、浸水被害の軽減を図るため、準用河川や普通河川といった市管理河川の整備、排水機場やポンプ場等の整備・改修を計画的に実施するとともに、国・県管理河川の河川施設の整備を促進する。

②市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力強化

○広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態において、下水道機能の確保や被害軽減を図るため、下水道施設の整備を計画的に進める。土地利用の変化や低い土地形状などに伴い浸水被害が発生している地域では、雨水管渠を整備するほか、貯留施設などの整備を検討する。

○広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態において、下水道施設の機能維持を図るため、ストックマネジメント計画に基づく老朽化した施設の改修、更新を計画的に進める。

○広域かつ長期的な浸水被害を軽減するため、雨水排水ポンプの増強を行うとともに、市街地等での浸水被害を軽減させる治水対策を推進する。

8-6 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

行政機能/ 消防	住宅・都市	保健医療・ 福祉・ 子育て	情報通信	産業・農業	交通	土地利用	ライフライン	教育	環境・ エネルギー	地域づくり ・リスク コミュニケーション	老朽化対策
-------------	-------	---------------------	------	-------	----	------	--------	----	--------------	----------------------------	-------

推進方針

①復旧工事を担う人材の確保

○災害時の復旧工事を担う人材不足に備え、建設業などの関係団体との協定締結等により、連携体制を構築し、人材の確保に努める。

○事業継続力強化の取組として、防災・減災対策の普及を促進するため、越谷商工会議所と連携して、業務継続計画（BCP）の策定を推進する。

○被災家屋の片づけ等を支援するボランティアの受入れ等を円滑に実施するため、越谷市社会福祉協議会ボランティアセンター、県、県災害ボランティア支援センターとの連携体制を整備する。

## 第5章 計画の推進

---

市地域計画は、本市全体の危機管理に関するものであり、「地域防災計画」と一体となって防災・減災対策を推進しながら、全庁的な横断体制のもと、各分野別計画などと連携し、計画的かつ着実に施策を推進します。

市地域計画に基づく取組を確実に推進するために、市地域計画で取扱う推進方針に対応した市関連事業の進捗を把握し、計画の進捗管理を行います。市地域計画で定めた起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と市関連事業との関係を資料編として整理しました。資料編に整理した市関連事業の進捗を基に起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）への対応を確認することにより、計画の進捗管理を行います。



# 越谷市国土強靱化地域計画

令和4年(2022年)3月 発行

発行 越谷市

編集 越谷市危機管理室

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

電話：048-964-2111(代表)





越谷市